

令和元年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年6月13日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総務課総務係長	山 田 太 志 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地域振興課政策推進係長	佐々木 慎 也 君
財務課長兼管財係長	大 平 良 治 君
財務課財政係長	金 丸 貴 典 君

財務課税務係長	山 川 恵 生 君
町民課長兼住宅係長	宮 崎 寧 大 君
町民課町民生活係長	道 端 篤 志 君
町民課環境衛生係長	田 中 康 裕 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
福祉課社会福祉係長	竹 内 雅 彦 君
福祉課子ども係長	木 村 謙 彦 君
福祉課国保医療年金係長	室 谷 みどり 君
健康支援課長	鈴 木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美 君
健康支援課主幹兼保健係長	棟 方 富 輝 君
健康支援課介護保険係長	藤 井 延 佳 君
健康支援課地域包括支援センター室 地域包括支援センター係長	大 西 将 樹 君
建 設 課 長	飯 作 昌 巳 君
建設課主任技師兼建築係長	石 川 隆 一 君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹 浪 満 君
建設課管理係長	宇 野 延 仁 君
建設課土木港湾係主査	山 平 博 久 君
上下水道課長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉 田 吉 信 君
上下水道課業務係主査	小笠原 聡 君
農 林 水 産 課 長	伊 藤 雅 紀 君
農林水産課農政係長	更 科 信 輔 君
農林水産課水産林務係長	木 村 康 治 君
農林水産課水産林務係主査	藤 田 俊 悟 君
商 工 観 光 課 長	高 橋 伸 君
商工観光課観光振興係長	富 樫 潤 君
商工観光課商工労働係長	高 野 正 晃 君
天 売 支 所 長	金 子 伸 二 君
焼 尻 支 所 長	熊 谷 裕 治 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 センター所長	酒 井 峰 高 君
学校管理課総務係長	近 藤 優 樹 君
学校管理課学校教育係長	蟻 戸 貴 之 君

学校給食センター主査	佐々木 公 大 君
社会教育課長 兼 公民館長	井 上 颯 君
体育振興係長	
社会教育課社会教育係長	高 橋 司 君
社会教育課体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
農業委員会事務局長	伊 藤 雅 紀 君
選挙管理委員会事務局長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 島 明 彦 君
総務係長	杉 野 浩 君
書 記	土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和元年第4回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年第4回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

先月報道発表いたしました職員の不適切な事務処理につきましては、当事者を初め町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしたところであり、深くおわび申し上げます。詳細につきましては、この後の行政報告で述べさせていただきますが、今後このようなことが起こらないように十分注意して行政執行に当たってまいりたいと考えております。

新元号令和がスタートいたしました5月の道内は季節外れの猛暑となりました。本町においても4日連続で夏日を記録するなど一足早く夏がやってきた陽気となりましたが、町の各産業も活発化してまいりましたので、この場をおかりいたしましてそれぞれの現況等をご報告させていただきます。

初めに、農業であります。積雪量が比較的少なく、融雪が順調に進み、農作業には適した状況でのスタートとなりました。このような中、水稲の発芽や生育は順調に進み、田植えの時期は例年と同時期の開始となりました。昨年は、日照不足などにより収量は落ちましたが、近年では農業者の努力により豊作の年が多くなっており、本年も天候が順調に推移し、豊穰の秋を迎えられるよう期待しているところであります。稲作につきましては、融雪が例年と同時期に進んだことから播種作業は順調に行われており、秋まき小麦につきましては生育が例年に比べ5日ほど進んでいる状況にあります。アスパラガスにつきましては、露地物の収穫が低温の影響により、例年と比べ1週間ほどおくれたスタートとなり、収量につきましては低温や水不足影響が心配されましたが、苗の更新の効果もあり、昨年を若干上回っている状況にあります。なお、苗の更新や新品種の導入も3カ年計画の最終年を迎え、今後品質の向上と収量の増加に期待しているところであります。牧草につきましては、気温の上昇と降雨により、平年並みではありますが、順調に生育している状況にあります。

次に、焼尻めん羊牧場についてであります。今年度より町直営で管理することとなったことから、将来にわたり安定した運営を目指し、ふるさと納税返礼品への活用増による焼尻めん羊ブランド認知度アップに努めつつ、町内での消費を増加させ、町民の皆様身近な羊肉として提供できるよう努めてまいります。また、酪農学園大学と連携し、教授及び学生の研修の場として焼尻めん羊牧場を活用するとともに、大学の持つ高度な技術と労

力を受けることで相互に利益を享受し、より適正な牧場管理体制の構築を目指してまいります。

次に、観光であります。本年も4月17日から23日までの7日間、高島屋横浜店北の味便り大北海道展において生鮮甘エビの販売を初め、水産加工品の販売を行うとともに、特産品抽選会や離島観光を中心としたプロモーション活動を実施し、首都圏に対し本町の魅力を宣伝、広報する絶好の機会となったところであります。今や道内屈指のグルメイベントとして定着してきたはぼろ甘エビまつりは今年で9回目を迎えますが、ここ数年の甘エビの不漁などによりイベントに満足なエビの量を確保できないことが予測されることから、本年は6月23日のみの開催となります。実行委員会において、着々と開催に向けた準備が進められておりますが、日本一の鮮度を誇るとれたて甘エビの販売や町内外からの出店者により趣向を凝らした甘エビグルメが提供されるなど、イベント開催による多くの集客と地域への経済効果に期待をしているところであります。また、観光協会が主催する市街地区謎解き宝探し事業、オロ坊とサンセット王国の秘宝は7月より開催されますことから、はぼろバラ園や道の駅来場者の中心市街地への回遊による町内全体のにぎわい創出にも期待をしているところであります。離島地区では7月20日、21日に天売ウニまつり、8月3日、4日には焼尻めん羊まつりを各島の一大誘客イベントとしてそれぞれ予定しているほか、これまで好評を博している謎解き宝探しイベントについても本年も継続して実施されるところであります。また、多くの観光客を呼び込むため、羽幌沿海フェリー株式会社との連携により6月から8月の3カ月間に及ぶ高速船旅客運賃の3割引きを継続し、豊かな自然環境を生かした体験観光や現地でしか味わえない海産物など、本町離島観光の魅力を広く発信し、町全体の観光誘客の増進につながるよう努めてまいります。

次に、商工業であります。企業振興促進助成制度のさらなる普及と活用促進を行いつつ、関係機関との定期的な情報交換や連携をもとに、引き続き地域経済の活性化を図られるよう努めてまいります。本年4月より新卒者を雇用した場合の助成額を拡大いたしました雇用促進助成制度や、社宅建設促進支援事業補助制度の活用を促すとともに、中小企業者持続化支援制度や6次産業化助成制度等の各種支援制度の活用も促進し、新商品の開発や販路拡大など、新たな産業活動や生産性向上への取り組みによる地域経済の活性化に大きな期待を寄せるものであります。このほか、羽幌町商工会のワンコイン商店街事業の実施が7月に予定されており、他の施策展開ともあわせて地域内において消費喚起、さらには消費活性化への契機となることを期待しているところであります。

最後に、公共工事であります。継続事業であります武道館建設及び産業廃棄物埋め立て処分場建設のほか、公営住宅幸町団地2棟4戸を建設、橋梁の長寿命化対策としまして、竹内橋及び寿3線橋の補修など道路では南6丁目通の舗装修繕などを予定しておりまして、さらには旧公営住宅など公共施設の解体工事なども計画しております。また、下水道の関係では、豪雨等による浸水対策としてオシリウシナイ第1排水区の管渠布設工事、水道の関係では浄水場の安定稼働を確保するため、通信制御装置の更新計画を策定するほか、量

水器の取りかえや市街地区の配水管布設替工事に伴う地質調査及び実施設計業務を予定しております。

さて、本定例会に提案をしております案件は、報告3件、議案として条例案6件、辺地計画の変更1件、過疎計画の変更1件、一部事務組合の規約変更3件、補正予算案3件の計17件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 3番 平 山 美知子 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、副委員長から報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、金木直文君。

○議会運営委員会副委員長（金木直文君） 報告します。

6月7日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告3件、議案14件、発議2件、意見案1件、都合20件、加えて一般質問5名7件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から14日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告の後、行政報告、一般質問をもって終了といたします。明14日は、報告、一般議案、補正予算、発議、意見案について審議いたします。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長の報告のとおり本日から6月14日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の遅刻届け出は、2番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成30年度2月分から5月分まで及び平成31年度4月分並びに令和元年5月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和元年 6月13日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 逢坂照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和元年 5月17日

羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定等について

令和元年 5月30日

除排雪業務について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和元年 6月13日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和元年 5月17日

議会広報・広聴の調査、研究及び実施に関することについて

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることとします。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 既に新聞にて報道されておりますが、職員の事務処理誤りにより、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、特定教育・保育施設等に係る利用者負担額の算定誤りではありますが、この利用者負担額につきましては、利用者の所得状況等により、障害のある方のいる世帯等に軽減措置が適用される場合がありますが、本制度を誤認し、一部の利用者に対しまして、軽減措置を適用せずに利用者負担額を決定していたものであります。

算定誤りの要因につきましては、本来であればあらかじめ利用者の所得や家族状況、障害のある方のいる世帯等であるかを調査し、該当する場合は軽減措置を適用した利用者負担額とするべきではありますが、利用者から提出された認定申請書や現況届に基づき障害のある方などの申告がない場合については、軽減措置の対象者がいないものと判断し、利用者負担額を決定したものであります。

事案判明の経過につきましては、3月下旬に利用者から過年度分の利用者負担額に対する軽減措置の適用について問い合わせを受け、算定誤りであることが判明したものでありまして、本制度が始まりました平成27年度から平成30年度までの4年間で6世帯に対し55万2,510円を過徴収したものであります。それぞれの世帯に対しましては、担当課長及び担当係長が自宅を訪問し、おわびを申し上げ、4月上旬に返還を終えているところでございます。

次に、軽自動車税に係る減免誤りではありますが、軽自動車税につきましては、身体障がい者等の方が所有する軽自動車については減免できるとされており、その減免規定の解釈を誤り、本来減免対象でない車両の軽自動車税について免除していたものであります。

減免誤りとなった要因につきましては、担当職員は過去9年間で4名が担当しておりますが、おのおの税条例の減免規定を十分確認せず、前年度の減免状況等をもとに減免の判断をしていたものであります。事案判明の経過につきましては、4月上旬に軽自動車税の減免を受けている方の家族から、新たに軽自動車を購入した場合、減免対象になるかとの問い合わせがあり、現に免除している車両の減免申請書を確認したところ、減免対象外であることが判明したことが発端でございます。

過去も含め他の減免申請書につきましても確認したところ、平成22年度から平成30年度までの9年間で35件、23万7,000円の誤りが判明し、うち税法上遡及して賦課徴収が必要なものにつきましては、3年分で11件7万7,000円となったものでございます。減免誤りが判明し、遡及して軽自動車税を賦課徴収することとなりました方へは、担当課長及び担当係長、担当者が自宅を訪問し、おわびを申し上げ、納付についてご理解をいただいたところでございます。

以上が事務処理誤りについての内容でございます。

2件いずれにつきましても、制度の認識誤りということであり、係内におけるチェック体制も働いていなかった事案でございまして、当事者並びに町民の皆様に変な迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。

本件の歴代担当者に対しては文書による注意処分を、また指導、監督の立場にあった歴代の担当課長並びに係長に対しては口頭による注意を行いました。このような事態を重く受けとめ、全職員に緊張感と責任感を持った職務の遂行に加え、法令や条例等の遵守及びチェック体制の強化など、適正な管理体制の徹底を図るよう指導したところであります。今後このようなことがないよう再発防止に万全を期し、町民の信頼回復に努めてまいります。

以上を申し上げます、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。10番、村田定人君、4番、阿部和也君、5番、工藤正幸君、1番、金木直文君、8番、逢坂照雄君、以上5名であります。

最初に、10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） ごみのポイ捨て防止条例の制定について質問をさせていただきます。

ます。

今年も雪解けとともに春が到来し、新緑に満ちた季節を迎えています。一方で道路脇にはポイ捨ての空き缶、ペットボトル、レジ袋に入れられたごみ袋などが捨てられているのをよく目にいたします。ポイ捨ては景観を損ねるだけでなく、自然環境破壊にもつながる行為であり、特にビニール、ポリ系のごみは分解されることもなく、川から海へ流れ着き、魚や鳥などが誤って食べてしまうというニュースがよく報道されております。ごみのポイ捨ては犯罪です。捨てる場所や種類によって、1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、2、軽犯罪法では刑事施設への拘置1日以上30日未満、科料1,000円以上1万円未満、3、道路交通法では5万円以下の罰金、4、河川法施行令では3カ月以下の懲役または20万円以下の罰金と規制がされております。ごみのポイ捨てを防止するためには、町においても独自施策として規制を含む条例を定め、町民憲章にある自然を愛し、平和で美しい町にするため取り組んでいくべきと考え以下について質問をいたします。

1つ目、現在のごみのポイ捨ての現状をどう認識しているのか。

2つ目、これまでに町がごみのポイ捨て防止対策として取り組んできた対策は。

3つ目、これからの新たな防止対策として、条例を制定する考えはあるか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それでは、こちらから答弁させていただきます。

村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現状の認識についてであります。議員ご指摘のとおりごみのポイ捨て、いわゆる不法投棄は法律に違反するものであり、決して許すことのできない行為であります。しかし、依然として町内の各所に不法投棄の実態があることは認識しておりますが、その対応に苦慮しているところであります。

2点目のこれまでの対策についてであります。町広報紙やホームページで不法投棄の現状や防止対策、罰則等を掲載し周知しているほか、町内で不法投棄が多く見られる場所を中心に啓発用看板を設置し、未然防止に努めているところであります。

3点目の条例制定の考え方についてであります。新たな条例の制定は考えておりませんが、これまでの取り組みについて検証を行うとともに今後も関係機関と連携、協力しながら不法投棄の防止に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上、村田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） それでは、答弁書に沿って、まず確認を含めてちょっと質問をさせていただきますと思います。

1点目の現状の認識のところの答弁であります。町内の各所に不法投棄の実態がある

とは認識しているというところで、各所というこの各所というのを町として認識しているその地区はどこを指しているのか、私も認識している範囲はありますけれども、町が認識している各所とはどこなのかをまずお聞きしたい。それと、その対応に苦慮をしているというところでもありますということなのですが、その対応に苦慮をしているというその対応なのですけれども、不法投棄の防止対策を一生懸命やっけて不法投棄がなくならないのか、そこら辺のその対応に苦慮しているという中身をもうちょっと詳しくまず教えていただければと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

町内の各所というところの認識の部分につきましては、今看板を設置しておりますところとして町内に8カ所ほどございまして、こちらの市街地区の部分、原野地区の部分で申し上げますとサンセットビーチですとか、あと幸町、あと浜町、それから朝日の2地区でございまして。それから、この部分のほかにもあるかもしれませんが、今のところ看板を設置しているところが不法投棄があるというような実態があるということで設置をしているという部分でございまして。

それから、対応に苦慮しているということについての内容につきましては、これまでもさまざまな方法を用いながら不法投棄に関する周知等を行ってきたにもかかわらず、なかなかなくならないというような実態がございまして、そのあたりを踏まえて苦慮しているということでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今の答弁の看板を設置しているところが不法投棄の実態があると認識しているということなのですが、その8カ所設置している看板は町独自が作成して設置した看板なのか、振興局のほうで用意をした看板なのか等をお答え願います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

先ほど申し上げました看板につきましては、町のほうで、町民課のほうで設置した部分ということで、ちょっと先ほど言葉足らずだったのですが、設置したものでございまして。それで、設置している場所によっては羽幌町のほかに羽幌警察署あるいは場所によって留萌建設管理部、これ北海道のです。そこの連名の看板を設置しているところもございまして。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 認識の部分では今の答弁でわかりました。後でまたその看板等についても質問をさせていただきます。

2点目のこれまでの対策のところについてなのですが、私もきのうこの答弁書をお昼に

いただきまして、ここに書いてありますが、町の広報紙やホームページで現状や防止対策、罰則等を掲載し、周知していると答弁をしておりますが、私きのう町の広報紙5月から昨年の4月までの分を改めて見てみました。そうすると、どうも私は目が悪いのか探せなかったのです。羽幌町のホームページを開いてみたのですけれども、なかなか不法投棄だとか、ポイ捨てはやめましょうという、そういうところが探せなかったので、ちょっとここら辺をこの広報紙やそのホームページで周知しているということなのですが、いつ、どのように掲載し、どういうふうな周知をしたのか、またホームページもどの場所をクリックしていけば町民の方が見られるような体制になっているのか、もうちょっとここら辺も詳しく教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ホームページ、広報紙の関係でございますけれども、まず町のホームページの部分でございます。この部分につきましては、従前から載せているわけですが、ごみリサイクルというところの項目にちょっと入りますと、内容としましては不法投棄ですとか、これ抱き合わせて野焼きの部分に触れておりますけれども、法律で罰せられますよと。

それで、内容につきましては不法投棄となる具体例ですとか、それから罰則、それから取り組み、それから不法投棄を発見した場合の連絡先を載せているところでございます。それから、広報紙につきましてはただいま議員さんからのお話もあつたとおり、最近1年間では広報紙は載せていないのですけれども、最新の部分で申し上げますと平成29年の7月号、このときに不法投棄は重大な犯罪ですという旨のことで、内容としまして罰則ですとか不法投棄をさせないポイントということで例えば看板の設置ですとか、草刈りですとかロープを張るですとか、そういったことを要は不法投棄を誘発させないポイント、それから投棄したものが不明の場合の対応は土地の所有者の責任で処分をするということ、あとそれから町の取り組み等を記事にして載せております。それ以降につきましては載せていないというような状況もございますので、先ほどこちらからの答弁のとおりこの辺を広報の部分で申し上げますと回数をふやすだとか、あるいはホームページの部分につきましても内容を検証しながらちょっと状況によって改善をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今の答弁でホームページの部分、それから広報紙の部分はわかりました。ホームページの部分でも不法投棄という部分で掲載していると言いますが、その言葉の中にやっぱりポイ捨てという部分と不法投棄という部分のその言葉なのですけれども、なかなか一つに捉えるというのは難しい。ポイ捨てというのは空き缶とかペットボトルとかをポイと捨てる、たばこの吸い殻もそうですけれども、なかなか今度不法投棄になると本来でいけば一般ごみやリサイクルする危険ごみというのですか、電化製品の古

くなったものとか、そういうようなものをどうしても思いがちなので、こちら辺はやっぱりもう少しポイ捨てと不法投棄というのはちょっと枝分かれというか、分けて考えてもいいのかなと思います。

それと、その広報紙なのですが、掲載をして周知しているという答弁なのですが、1年半も2年近く掲載をしないで本当に掲載をして周知していると言えるのかどうなのか、こちら辺ができることであればやっぱり1年のうちにそういう強化月間みたいなものをつくって、策定して、そしてそのときに集中的にそういうごみのポイ捨てとか不法投棄をなくすような活動、行動を起こしていくというのが必要なのではないかと考えております。

まだ今までの対策に対して先ほどもありました啓発用の看板を設置をしているという部分なのですが、その看板に罰則も掲載して周知しているということなので、羽幌町独自にその罰則を決めているのか、それとも北海道の条例に従っての罰則なのか私はちょっとそこら辺も聞きたいと思っているのですが、この看板です。私としては原野地区に振興局のほうで立てられた看板を毎日のように目にしているのですが、その目にするすぐ手前とか過ぎた後にもうごみが実はポイ捨てがあるのが実態でして、この看板に対してももう少し罰則があるのであれば、こうやって罰せられますとか、もうちょっとその工夫をしてドライバーなり通った人がその看板を見てここはこうやって上がっているの、しないようにというふうな、もうちょっと不法投棄禁止とか簡単な文言だけでなく、きちんとその罰則も書いて見つかった場合は科料幾ら取りますよとか、そのぐらいのことを書いた看板を設置するべきではないかと思うのですが、その看板の考え方と、あと先ほど言いました羽幌町の罰則に対して町で決めたものなのか、それとも道のほうでつくられたものを引用しているか、そこら辺2点お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

設置している看板に掲載をしている内容につきましては、まず不法投棄禁止というところをまず強く知らせたいという思惑から載せているのと、それとその後段にごみを投棄すると処罰されますという旨の文言を書いて、さらにその下に先ほど申し上げました関係機関の名前を書いているというようなところですよ。

それで、看板の内容につきましてはまずは不法投棄はしてはいけないというところがまず知らせたい重要なところなのかなというところがあって、このような看板になっているというふうに認識をしております。

それで、罰則の内容まで書くということになりますと、看板のサイズの関係もございませしというところがあるのかなとは思いますが、看板の掲載の内容につきましては今後改善できるのかどうか含めてちょっと考えていきたいというふうに思います。

それから、あと罰則自体が町の独自のものかというのは、町の独自の部分についてはございません。先ほど議員さんから質問にあったとおり、各法令等の部分を指しているとい

うような認識でございます。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） よくわかりました。この看板なのですけれども、いろいろな町や市で条例を定めて、きちんと科料幾ら、幾らですということをやっている看板もたくさんありますし、やっぱりただポイ捨て禁止、それから罰せられますという言葉を書いていると看板を見ても罰せられますという字まではなかなか読めないのかなというような気がしますので、これは先ほど答弁の中に大きさもありますしと言いましたが、やっぱりもうちょっと大きく、北海道の例でいきますとそういう場合には2万円以下の科料を科しますということがありますので、そこら辺はうたったほうが、わかりやすく書いていただければそのほうがいいのかというような思いもしております。やっぱり自分がふだん見ている中でそういう看板があるにもかかわらずすぐそこで、そばでゴミをポイ捨てしていているという実態がありますから、これはやっぱり検討のほどをしていただきたいと思えます。

3番目のこれからの考え方というのも入っていているわけですが、3点目の条例を定めて新たなものを取り組んでいくというところが私は大事ではないかと思うのですが、3点目の中でこれまでの取り組みについての検証を行うと。それから、先ほどあります防止に向けて取り組みを継続していくということで答弁があるのですが、これに対してどういう検証と、それから取り組みの中で新しい取り組みをする、または何か考えがあるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

これまでの取り組みの検証というところにつきましては、先ほどちょっと看板の点でも申し上げましたし、あと啓発、啓蒙のちょっと周知の仕方ですとか、例えば先ほどちょっと重複しますが、広報紙であれば掲載する回数をちょっとふやしたり、そういうところもございますし、ホームページの内容につきましてもいま一度見直した中で改善すべきところは改善をしたいというところで考えております。

あと、以前はちょっと監視カメラという取り組みもしていたのですけれども、今現在ございません。その部分につきましても今後状況をちょっと確認をしながら必要に応じて設置することも考えてみたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 今広報のその回数をふやして周知をしたいとか、それから監視カメラ、今はもう監視カメラもかなり精度がよくなってきていますから、防止対策としては私も有効ではないかなと思っております。私がこのゴミのポイ捨てに対して条例を定めて取り組んでいただきたいなという思いは、罰して科料を取りたいというわけでもありませんし、最初にあります自然環境を守っていくという中で今国のほうでも海洋プラごみの削減ですとか、レジ袋の有料化ですとか、いろいろ今G20に向けても取り組んでいる、

そういうときだからこそ羽幌町もきちんとその条例を定めてももっともたくさんやろうと思えばいっぱいその施策はあると思うので、私の思いをまずちょっと少しか、何点か述べさせてもらってそういうのも含めて条例をつくってこの防止対策を進めていくことを考えていないのか最後にお聞きしたいと思います。

まず、1年に1回とは言わず、一番ごみを捨てられているのがわかるのが春先なのです。雪解けが終わってから草木の芽が吹いてこう伸び切る前が一番目立ちますので、やっぱりそのときには実態を把握するためのパトロールとか、そういうことをまず行って、先ほども言ったどういうところに一番ポイ捨てが起きているのか、そういうところをきちんとまず把握をするというのが非常に大事だと思っております。

それから、先ほども言いましたが、強化月間やっぱりつくる。これも各市とか1カ月ぐらいそういう強化月間をつくって啓蒙なり、ごみ拾い活動をしたり、のぼりとかポスター、いろんなことをして啓蒙活動を行って町内会だったり、それから各種団体をお願いをして一斉にごみ拾い活動などを行っているというところもございます。これも啓蒙というだけでなく、それに携わることによってその人たちはごみを捨てなくなるのではないかなというかなり有効な手だてではないかなと思っております。

それから、各羽幌の町の中に自動販売機がたくさん設置されておりますが、その販売者というのですか、その設置者というのですか、その人方に必ず缶、ペットボトルの回収ボックスを近くに備えつけてもらおうと。それで、その町に住んでいる人がごみを捨てたければ、自販機を探せばそこにはごみ箱があるということをしている町村もございます。これもその回収ボックスはお金がかかりますから、強制はできないかもしれませんが、できれば町なりが用意して設置してもらおうとってその缶、ペットボトルをリサイクルに回していくということも必要なのかなと思っております。

あと、この防止をするだけでなく、そういう今も言いましたけれども、ポイ捨てをしない町民になってもらう、人になってもらうための環境に対する教育活動、これも実は結構とり行っているところがあって、小中高生を対象にごみ拾いをしたり、出前講座みたいなような形で環境に対してのそういう悪影響などを伝えるそういう活動をしているところもたくさんございます。こういうこともきちんと1年のうちに必ずその羽幌町で育っている子供たちに対しては何年かに1回はそういうことに携わってもらったり、そういう教育をしていくというのも大事ではないかというふうに思っております。そういうことを先ほどから言いました罰則なんかに対してもかなりきつく町独自で決めてもいいわけですし、こちら辺をきちんと取り進んでいく上に町として条例を定めて、そしてごみの少ない羽幌町にして自然環境を守っていくという新たな取り組みを行っていけば将来の子供たちに豊かな地球を残せるのではないかと思うのですが、こちら辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいま議員さんのほうからお話があった部分につきましては、実態の把握という部分

につきましては当然必要なことと思います。それで、各施設の所管課ともこの辺は協力をしながら進めていきたいなというふうにも思いますし、あと強化月間のお話だったのですが、この部分につきましてはちょっと従前からの取り組みといいますか、町内会の取り組みになるのですが、毎年5月の期間でこれちょっと市街地区だけなのですが、町内会に春の1日清掃デーということでご案内をしまして、それぞれの町内会からの希望に沿ってごみ袋を配布しております。それで、それぞれの希望する町内会でごみ拾いをやっていただいているというような実態もございます。この部分につきましては、原野ですとか離島地区しないという部分がありますので、これは今後実施方法についてはちょっと考えていく余地があるのかなというふうに思います。

そのほか各団体によるボランティアのごみ拾いもちょっと行われているというようなことで認識をしておりますので、その辺の取り組みについては継続していきたいなと、改善をする部分は改善をしていきたいなというふうに思います。

あと、環境教育の部分につきましてもポイ捨てだとか、こういう不法投棄の部分に特化したものというのはちょっとやっていないのですが、環境の全体の部分においては学校に対して機会を捉えながら事業の一環ということで行っている部分もあります。それで、うちの町では環境基本計画というのがございまして、ご存じであると思うのですが、この中でも実は不法投棄の部分は触れておまして、それぞれの例えば住民の部分で取り組んでいくことですか、事業者が取り組んでいくことですか、町が行うことですかありますので、その辺をちょっと継続しながら対処していきたいなというのがあります。

それで、この環境基本計画というのももともとは環境保全条例というものが平成18年度から施行されている部分がございます、これに基づく計画というのが環境基本計画でございますので、この辺もいま一度ちょっと認識をしながらこちらのほうとしても取り組みを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 町としても今まで取り組んできたこと、これからまた力を入れていきたいということ答弁がございました。そういう今答弁の中に環境基本条例ですとか、環境を守る基本計画、2次の環境を守る基本計画は29年にまた改定されておりますが、私もちょっと調べてみたら環境保全条例の前に、古いのですが、平成15年に町のほうで環境を守るまちづくり住民意向調査という調査をしまして、その中に環境を大切にする気持ちを深めてもらうための方法、どうしたらいいですかという中に一番多かったのがごみの不法投棄などに対する指導、監視体制の強化、これが55.3%、2番目に自然環境教育を積極的に行うというのが45.5%でした。こういう環境保全条例なり、そういう環境を守る基本計画なりある中で自然環境を守りましょう、不法投棄はなくしましょうということがありますが、どちらかという先ほども言いましたように不法投棄という

言葉、文言は多々出てくるのですが、ごみのポイ捨てという部分の言葉が出てくるのが少ないのです。同じといえば同じことになるのですが、やっぱりここら辺はちょっと別ではないのですが、そういう文言を考えてこれからの啓発などに本当にそのごみが最後腐ることなく海に流れていったら、先ほど言いましたけれども、海洋プラごみという部分に行き着いてしまうわけですから、ここら辺私は強く今いろんなお話をしましたが、条例化をちゃんとしてきちんと地球の環境を守っていくのだという形のところまでやらなければ、今の状態であると先ほどの答弁の中に広報紙の啓発も1年半から掲載していないというようなことなので、もっと力を入れてきっちり対策を組むためにも条例化をして取り組んでいただきたいと思います。考えのほうはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ポイ捨てというものにつきましても、認識としましては不法投棄と同じというような部分もありまして、これまでの広報の中に特化したものがなかったのかなとも思いますけれども、この部分につきましては広報等の周知含めましてちょっとポイ捨ての文言を特化した形を考えて周知をしていきたいと思っております。

あと、本当そういった啓蒙、啓発の仕方についてはちょっと現状どうなのかということも改めて考えまして、必要に応じて改善をしていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（森 淳君） 10番、村田定人君。

○10番（村田定人君） 私の思いも全て大体お話しさせていただきましたし、これからそういう部分で検討をしていくということなので、最後はそれこそ将来の子供たちにこの羽幌町が自然にあふれた町を残して行って次に伝えていけるよう努力をしていっていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（森 淳君） これで10番、村田定人君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 地域包括ケアシステムの構築について質問します。

高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活ができる社会を目指して、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進めら

れています。地域包括ケアシステムは、地域における医療、介護、介護予防、住まい、そして生活支援の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制の構築が目的であり、地域の実情に合った体制を整えていかなければなりません。羽幌町でも地域包括ケアシステムの推進を図る取り組みを行っていますが、既に高齢化率が40%を超え、少子化が進み、支え手が減少していくという人口構造の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの5つのサービスを支える自助、互助、共助、公助の4つの視点から地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していかなければならないと考えます。そこで、羽幌町の実情に合った地域包括ケアシステムを構築するためにも、これからの課題として考える以下のことについて質問をします。

1、自助については、みずからの健康を管理することや、社会参加を促進することで共助、公助を極力抑えるためには重要となる。町民の健康管理に対する意識の向上と高齢者の社会参加を促すため、現在の取り組み状況と今後の新たな取り組みについて。

2、互助については、多世代コミュニティの構築や今まで以上に各町内会や企業、ボランティア団体などとの連携が必要となる。行政として町民や各町内会、企業、ボランティア団体などどのような連携の形を構築していく考えているのか。

3、共助については、在宅での支援、介護、療養を必要とする高齢者が増加していく中で生活支援や介護サービス、訪問看護の人材確保が必要となる。就労支援の状況と人材確保の今後の見通しについてどのようになっているのか。

4、公助については、高齢者が住みなれた地域において安心、安全に暮らせるまちづくりを実現するためのものである。公助における現状の課題と今後の見通しは。

5、地域包括ケアシステムを構築、実現のために見込まれる事業内容と、それらに係る財源の確保についてどのように考えているか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の取り組み状況等についてであります。町民の健康管理に対する意識向上対策といたしましては、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした特定健診を実施しており、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者についても、北海道後期高齢者医療広域連合により事務を受託し実施しているところであります。さらには、健康づくりへの動機づけ促進と健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけとするため、健診等を受診した際にオロちゃんカードにポイントを付与する羽幌町健康マイレージ事業を昨年4月より実施したところであります。また、老人クラブや各種団体からの要請により保健師または管理栄養士による健康教育も実施するなど、機会を捉えさまざまな場面で健康意識向上に向けた取り組みを行っております。高齢者の社会参加を促すための取り組みといたしましては、65歳以上の介護保険第1号被保険者を対象に町内循環バスほっと号の無料乗車券を配付しているほか、冬期自主運動教室として総合体育

館の使用料等の助成を行っており、外出機会の確保や運動機会の創出に努めているところ
であります。このほかすこやか健康センターでもさまざまな事業を開催しておりますが、
今後もこれらの取り組みを継続していくことで高齢者の社会参加の促進に努めてまいり
たいと考えております。

2点目の各種団体等との連携についてであります。平成29年度に天売、焼尻地区に
おいて方面委員や民生委員にお集まりをいただき、自助、互助の取り組みの大切さなど
の話し合いを行ったところでもあります。特に焼尻地区においては高齢化率が55%を超え、
高齢者宅の除雪サービスの支え手不足が深刻となっておりますが、平成30年度は地域と
の話し合いにより町内会が実施しております。市街地区については、昨年度社会福祉協議
会、商工会、高齢者事業団、老人クラブ連合会、民生委員協議会、ボランティア団体及び
町で各団体が抱えている課題、少子高齢化の問題について意見交換を行ったところであ
ります。引き続き、地域包括支援センターを中心に情報交換や研修の機会を設け、互助の機
運醸成や見守りの仕組みづくりができるようコーディネートしてまいりたいと考えており
ます。

3点目の就労支援の状況と人材確保の見通しについてであります。平成28年度に介
護サービス資格取得奨励事業助成制度を創設し、介護福祉士等の資格取得を目指す方に助
成を行っております。これまで25名の方が制度を利用して資格取得等に活用いただい
ておりますが、今後も一人でも多くの方が、多くの人材が介護の仕事についていただけ
るよう願っているところでもあります。

また、道内では介護職員に外国人を採用し、人材不足を解消しようとしている自治体も
あります。当町においても恒常的に人員は不足しておりますので、今後の課題として捉え
ているところではありますが、現状は前述の制度を活用する中で一人でも多くの方に働い
ただけるよう努めてまいりたいと考えております。

4点目の公助の課題と見通しについてであります。課題といたしましては人手不足や
多様化するニーズに対応したサービスの提供ができないなどの問題があると認識しており
ます。人手不足の問題は、この分野に限ったことではありませんが、先ほども述べまし
たとおり、将来的に介護職員として外国人を誘致していくことも視野に入れなければなら
ない状況になるかもしれません。また、国の方針では施設による介護の増加に対して抑制方
向に進んでおりますが、核家族がふえた現在施設のニーズは多く、これらの問題をどのよ
うに解決するかが課題となってくるものと考えております。今後は、必要な人に十分な情
報が届いていない現状もあることから、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口で
あることを周知徹底するとともに、関係機関と連携を密にして公助の理解に努めてまい
りたいと思っております。

5点目の地域包括ケアシステムについてであります。議員ご質問のとおり団塊の世代
が75歳以上となる2025年をめどに重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自
分らしい暮らしを送るためのサービスを包括的に受けられるようにする仕組みであると認

識しております。既存の資源を生かしながら、それぞれが役割を果たす中で連携を密にしていくものと考えておりますが、医療、介護等多様化するニーズに社会資源が追いつかない現状もありますことから、これらを見きわめながら事業内容を検討するとともに必要と思われるものについては地域支援事業交付金を活用するなど財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問をさせていただきます。

いただいた答弁の内容については十分理解していますが、羽幌町独自の地域包括ケアシステムを構築する上での今後の課題など確認も含めて再度質問をさせていただきます。

まず、1点目の自助についてですが、いただいた答弁では健康づくりに向けた取り組み状況と今後の高齢者の社会参加の促進に努めていくと答弁をいただきました。まず、健康づくりのほうについて質問をしますが、生活習慣病の予防を目的とした各種特定健診や羽幌町健康マイレージ事業などに現在取り組んでいますが、まずはここ最近の特定健診の受診率が伸びているのかどうなのか、まず確認としてお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

特定健診に関しましては、本年度まだ実施されていないという状況で、昨年度の資料を今日持ってきていないものですから、それで5月に実施されました婦人科検診の実績なのですけれども、昨年度比で約40名ほどの増加、実人員です。各種目ごとにはばらつきはあるのですけれども、実人員で40名ほど増加をしております。これも以前から町長のほうからも答弁しておりますけれども、保健師、栄養士などがきめ細かに連絡をとり合ったりだとかをした結果かなというふうに担当課としては押さえております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 昨年度までの分はちょっとわからないということでしたけれども、今年の5月に行われた婦人科検診のほうでは40名の方が増加している。その理由としては保健師さんであったり、そういった方たちの声かけによる部分も多くあるのかなとも思います。やはりもっともっと今後の受診率の向上と、あとその検診する内容によっては結果が出れば、また予防や改善を促すための周知方法について今後何か考えていることがあるのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 特段新たなというところはないのですけれども、以前からこのような質問等でございましたとおり、本当にきめ細やかにその後の部分でありますとか、あと対応するですとかというところを今後も継続していきたいなというふうに思っ

ております。というのも、先ほどの部分もありましたけれども、やはり継続していく中でだんだんと数字としてあらわれてきているという現状もありますので、今の取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 新たにというのではなくて、今やられていることも今後継続していくというようなことなのかもしれませんが、これは自助、互助、共助、公助で自助ですので、自分の体は自分で考えて管理をするといった部分なのですが、やはりちょっとした、健康でいるためにも何かこういったことをしてはどうですかといった周知方法、例えば広報紙を使ってでもいいでしょうし、そういったものを今までもやっておりますけれども、今以上にそういった自助の部分町民の方に考えていただけるような取り組みということもぜひ今後お願いしたいと思っておりますけれども、改めてその辺お願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

阿部議員も言われたとおり、広報紙等でも保健師が掲載をしておりましたか、そういう部分はありますので、それらは当然今後も継続するというのと、あと内容的に今おっしゃられたような内容ももっとも今までも増してというような状況の中で考えていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 自助については本当に自分で健康管理する、また自分でできることということですので、それを促すための行政としての発信方法なりぜひとも行っていただきたいと思っております。

次に、社会参加の促進なのですが、65歳以上の方に対してのほっと号の無料乗車券の配付や冬期間の自主運動教室としての総合体育館の使用料等助成を行っていますが、健康づくりにも関連していますので、冬期間の自主運動教室としての総合体育館の使用料等の助成については引き続き今後も継続していただきたいと思っております。

質問になるのですが、これはたしか定員については初年度が100名で、2年目が250名で、3年目がちょっと調べ切れなかったのですが、そこでまず今年度やる予定でいるのかどうかと、またやるのであれば予定している定員は何名なのか、まず確認としてお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

本年度も事業実施は予定しております。定員も同数ということで予定しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 定員も同数ということですので、健康管理、健康づくりという部分で今までやっておりましたけれども、皆さんずっと引き続き参加していただいているものなのか、それともその年によっては顔ぶれががらっと変わってしまうのか、その辺はどの

ようになっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

具体的に調査等を行っているのですけれども、いろいろな情報ですとか、あとこちらが確認した中では多少ばらつきはあるけれども、決まっているといいますか、恒常的な人も多いというふうな状況で聞いております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 同じような感じということですので、これに関しては冬期間だけの助成ということになっています。やっぱり健康づくりのための運動というのは年間を通してということになりますが、その辺については参加されている方たちは夏場何らかの運動というものを継続しているというのをしっかりと押さえているものなのか、またそういった方たちから例えば運動をする上での幾らかの体育館使用料等の助成とか、そういった声というのは聞こえてきているのかどうか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

特に今以上のものをというような要望等はこちらには届いておりません。あと、例えばですけれども、自主グループの出前講座でありますとか、あと老人クラブですとか、あと先ほどちょっとくくって書きましたけれども、健康センターで行っているいろんな事業の中で例えばそういう体操教室的なものですとか、そういうものもっておりますので、それらも含めてそういうような健康づくりといいますか、そういう健康の大切さというようなものをやっているというような事業内容で構成をしているというふうなことであります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） その辺はわかりました。いろんな健康教室等を行っているというのも僕も知っています。今現在体育協会で行っているコーディネーショントレーニング、そういった部分、いちい大学やらそういったところでやっているのだという話も聞いています。その辺もっと連携、いろんな団体であったり、いろんな方たちと連携したり、今後の取り組みなどはどのように考えているのか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、いちい大学ですとかのサークル活動にですとか、役場的には社会教育課が所管という部分でありますとか、あと例えば福祉課の所管の老人クラブですとか、あと悠・悠クラブとか、あと今年度できました80歳以上のタクシーの助成の部分でありますとか、そういうような制度とも役場内部だけにとどまらず、おっしゃられたとおり体育協会等々ともちょっとタイアップさせていただきながらというようなものも今後考えていきたいというふうに思っています。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今ちょっとコーディネーショントレーニングを取り上げさせていただきましても、これ僕もすごく詳しいというわけではないのですけれども、今高齢者の運転の事故等もあります。そういった部分の予防であったり、気をつけてくださいよといったところにもつながってくる部分もあるのかなとも思いますし、本当に健康づくりで、また介護といったところで役に立つのかなとも思っています。そういったときにコーディネーショントレーニングを受けて、では本当に何か介護に向かっているのではないのかなであったりとか、例えば予防のために通院してくださいとか、そういった部分の健康な状態から受講することによって移行する部分というのは行政として何かお手伝いというか、そういった部分考えられるのかどうなのかその辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ちょっとあれなのですけれども、元気なところからという部分でいきますとそれを継続といいますか、その状態で保っていただけるよというような取り組みはしていきたいと思っておりますし、例えばですけれども、道立羽幌病院のほうでフレイル外来というものも始まりまして、なるべく介護状態に移行しないよというような取り組みもなされておりますので、そういうところを利用していただきながらですとか、あと先ほどから申し上げております健康教室ですとか、そういうところでいろんなことをやっていただいて、介護状態にならないよというような状況にしたいというふうなところで活動をしているという状況であります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） わかりました。では、1点目の最後の質問で、質問の中では今後の新たな取り組みについても聞いたのですが、その辺何か考えていることがあるのか、それとも今の事業を継続していく中で課題として出てきたら新たに何か考えていくのか、その辺どのように考えているのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほどの健康の意識向上の部分でも申し上げたのですけれども、この制度とか事業そのものが平成28年ですとか比較的新しいといえますか、3年ほど前に始めたという部分でありますので、当然それらを検証するというようなところも必要になってきますけれども、先ほども申し上げましたけれども、当面は先ほどの健康のほうでも数字が少しずつ上がってきている状況もございますし、そういうことも含めて検証した結果ということになるのかとも思っておりますので、現状でこれをとかというようなものが決まっておりますとか、計画しているというようなものはないというような状況であります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 1点目の部分が自助ですので、自分でできる部分は自分ですということが大前提なのですけれども、行政に対して質問していますので、僕としては社会

参加の促進の部分でいけば今年度からの高齢者の福祉タクシーであったり、ほっと号、そういった部分もやっているのは十分理解していますが、ただこの第7期高齢者保健福祉計画の中でも今後のやはり不安としている部分、この町に住み続けるので不安になっている部分が通院であったり、買い物であったり、また外に出るといふ部分、足の部分だと思ふのですよね。その辺もう既に課題であったり、高齢者の不安というものは上がってきていますので、その辺今後そういった声に対して改善というものを当然やっていただけるものなのか、その辺お聞きしたいと思ふます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 具体的には、現状ではないという状況でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、例えば今やっている事業の検証の中でそういう問題といふのか、当然今おっしゃられたとおり現状でもあるといふところではありますけれども、それに基づいた事業といふ捉えでありますので、今後さらにそういう状況が生まれてくるといふようなことも考えられますから、全く考えないといふことではないのですけれども、とりあえずといふますか、現状の制度をやっていく中で検証を踏まえて今後の展開については考えていきたいといふふうに思ふます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今後継続していきながらその事業を検証し、やれるものはぜひともおくれることなくそういった課題に対して課題解決していただければなと思ふます。

次に、2点目の互助についてですが、いただいた答弁の中に高齢者宅の除雪サービスがありまして、これについては私もこれまで一般質問であったり、予算委員会の中でも今後の課題となるから何か対策を考えていただきたいといふてきました。いただいた答弁では焼尻地区において、地域等の話し合いにより町内会が実施したとありますが、そこでまず確認としてお聞きしますが、これはその話し合いの中に行政も入って話し合ったことによつて町内会が除雪サービスを実施したといふことによろしいのか、まず確認として教えていただきたいと思ふます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） はい、そのとおりであります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そういったことでしたら、例えば市街地区の部分は後で出てきますけれども、市街地区においてもそういったことを今後していく考えであるのかどうかお願ひします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

除雪だけに限らず、ここにも書いてありますとおり、問題点について意見交換といふところを行ったところではありますので、そういうようなもろもろの問題が出てきた中で検討したいといふふうに考えておりますが、互助といふ部分ではありますので、町としては地域

包括支援センターを中心にそのような部分のコーディネータ的なものを担いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） コーディネータ的な部分を担いながらということでも今いただきましたけれども、答弁にあるように市街地区については昨年度各団体が抱えている課題、少子高齢化の問題について意見交換を行ったと答弁いただきましたが、その中で出てきた意見というのは高齢者と参加された各団体だけで解決できることなのか、それとも行政が新たに高齢者に対して生活支援であったり、また高齢者福祉事業などとして予算化して行わなければならないものなのか、まず確認としてお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

基本的に意見交換を行ったところというところまでとどまっておりますので、特段予算化をしたですとか、そういう実績はありません。これにつきましても互助ということでありますので、物によりけりだとは思いますが、町が予算化をするものなのかとか、そういうような当然検討も必要になってくるかと思っておりますので、そのような問題点を整理しながら進めていきたいなと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 互助ですので、地域ぐるみで解決できるものは解決すべきだと思いますが、3点目、4点目の共助、公助にもちょっとつながってくるのですけれども、互助、地域ぐるみで解決できる部分は解決していくためにも全て予算化すべきだとは僕も思いませんけれども、例えばボランティア団体であったり、そういったいろんな団体等から出てきたことに対して、例えば少ない予算で事業化することによって共助、公助の負担が減るといった考えもあるのかなとも思いますけれども、その辺の認識というのはどうなっているのですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思いますので、当然互助という部分だから予算措置を排除するとか、そういうことではございませんので、当然その事柄によって検討して予算つけていきたいというものは予算計上していくというような検討という意味でありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひ地域包括ケアシステムの構築する上で本当に自助、互助がやっぱり最初の部分で重要になるのかなとも思いますので、その辺いろいろな団体から意見が出てきたりしたときにはぜひともどういった取り組みができるのかということも今後考えていただきたいと思っております。

2点目の最後になるのですけれども、互助についていただいた答弁では互助についての

機運醸成や見守りの仕組みづくりができるようにと答弁いただきましたが、ずっと言っているように互助についてはやはり地域ぐるみでの取り組みが本当に大事だと僕は思います。その辺改めて互助に対して質問の中で多世代コミュニティー、若い人からお年寄りまで隣近所あわせてという部分で聞いていますので、そういった周知です。自助のほうもそうですし、互助に対してもやっぱり周知をしていくということが大事なのかなとも思いますが、その辺今後どのように互助の部分考えているのかお願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 周知といいますか、例えば物の考え方でありますとか、あと例えば羽幌町の現状ですとか、そういうところを先ほど言いました広報等で周知しながら機運の醸成とここにも書いてありますけれども、そのようなものもやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひそういった部分周知していただきたいのと、もう一つ、済みません、2点目の最後互助になるのですが、地域ぐるみでやればいいのかということをごんざん言っておいてあれなのですけれども、やはり高齢者のプライバシー的な部分であったり、尊厳を守らなくてはいけないという、今度難しさも出てくるかと思いますが、その辺というのは民生委員、保護司等いますけれども、その辺の講習なり話し合いというのは徹底されているのかどうか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

基本的には、大前提がやっぱり個人の部分、プライバシーの部分を守られるというのが大前提としてありますので、例えば今言われたような保護司ですとか、民生委員さんですとか、当然そういう教育は受けられていますし、現在後見人の部分につきましてもそういうような取り組みを進めているという状況でありますので、やはり個人のプライバシーですとか、そういう部分は前提として守られるべきものという認識で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひ高齢者のプライバシーの部分しっかりと守っていただきながら、この羽幌町の中での互助というものを確立していただきたいと思います。

次に、3点目の共助についてですが、将来的にふえていくであろう在宅での生活支援、介護、そして療養などに対して今後羽幌町としてどのように対応していくのかということで質問をしましたが、いただいた答弁では道内では介護職員に外国人を採用してとありますが、まず確認として羽幌町でもそういった外国人の方を採用したいといった声がある現場から聞こえてきているものなのかどうか、その辺確認としてお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状では、まだそのような状況には至っていないのですけれども、申し上げましたとおり、恒常的に人員は不足しておりますので、将来的にそういう時期が来るのがいつなのかというのはちょっとありますけれども、そういう状況に陥るかもしれないというような危惧はしているというところであります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） まだないということでしたけれども、そういった心配もされている部分もあるかと思います。これは、4点目の公助の中の答弁の中にもありますけれども、将来的に介護職員に外国人を誘致していかなければならないと答弁にもありますが、現在外国人技能実習生の助成について漁業従事者だけでしたよね。実際介護の現場のほうから外国人の方を採用したいとなったら、新たにそういった制度を創設するのか、既存の制度の中身を変えていくのか、今すぐそういったものを採用したいという声がないのかもしれないですけれども、現時点でどういった考えでいるのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状では、具体的にそういう部分を検討しているという状況ではありませんけれども、ちょっと中身が技能実習とは違うような部分ですとか、あと制度的にもここにも書いてありますけれども、自治体がというところがありますけれども、公費の補助というような、国の補助というような部分もこの部分に関しては実際出てきている状況もありますので、そういうようなもろもろな制度的な部分も含めて、実際そのような状況になったときに困らないように情報収集でありますとか、そういう部分をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひともそういった声が、外国人の方を採用したいのだという声があったら、できるだけ早くそういった対応というものをさせていただければなと思います。

次に、4点目の公助についてですけれども、いただいた答弁については私と同じような考えでしたので、確認として何点か質問いたします。いただいた答弁の中に多様化するニーズに対応したサービスの提供ができないなどの問題があると答弁いただきましたが、一番のその多様化するニーズに応えられない原因となる部分がどういった部分なのかちょっとお聞きしたいなと思います。

5点目の部分にも関連しますが、それが財源の部分なのか、人手不足なのか、また羽幌町が持っている医療、介護の社会資源なのか、その辺まず確認としてお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

一番私がお実感といいますか、ちょっと感じるのはやはり社会資源といいますか、例えば病気で入院されていた方が退院後の生活をどうするかというような状況のときに、例えば独居であれば家に帰ってもやっぱり一人は難しいのではないかとかという状況になったと

きに、では施設という話になるかと思うのですけれども、その病気の状況によっては受け入れられないですとか、あと当然あきがないですとかというような状況があつて、それに関して例えばケアマネさんですとか、うちの地域包括支援センターがどういう対応をするかとかというようなところを多々見受けると思いますか、一番はやはりその辺が一番の問題なのかなと。病気をして退院される方は当然いるわけですから、その後のその方の家族状況によってはやはりそれ以後の生活をどうするかというところが一番問題になろうかというふうに思いますけれども、そのようなときにそういうようなすぐ対応できるかというような状況にないというのがやはり私が感じた一番の多様化するニーズの中でというところにつながるころかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そういった部分がやはり課題になってくるのかなとも僕も思います。やはりそこがしっかりとこないと、住みなれた地域でずっと住み続けるということが難しくなる。そうすることによって、やはりこの地域包括ケアシステムで今回質問をしていたのですけれども、人口の減少といった部分にも当然つながってくるのかなとも思います。その辺課長、課題として今抱えている課題ではないかという答弁いただきましたけれども、その辺今後解決するためにどういった形で解決していくのがベストなのか、非常に難しい質問になって申しわけないのですけれども、その辺もしこういった部分改善できれば、この問題解決できるのではないかなというお考えあればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

例えばですけれども、本当にそのようなそういう部分に対応できる施設があつて、そういうものに対応できる人材がいてというのが一番だと思いますけれども、例えば施設でありますと総体の枠もございまして、一概にすぐ欲しいから、お金があるからつくるといふような、いかない部分でありますし、例えばそういうものが仮にクリアになってふやしたとしても人材不足の問題等々もありますので、なかなか正直悩ましい問題ではあります。ただ、議員おっしゃられたとおり、住みなれた町でというようなところがそのご本人といひますか、高齢者の方々もやはり一番望むところだというふうに思いますので、ちょっと現状では具対策というものはないのですけれども、何とかそういう願望をかなえられるべく検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 課題を解決するとなれば難しい部分が本当に多いと思います。それについては、今後どういった形が本当に、すごく思っていること全てができるとは、難しいかもしれないですけれども、1個ずつ課題として出てきているものは解決していただきたいと思ひます。

4点目の最後になるのですけれども、やはり公助というものは本当にいろいろな財政的な部分の負担であつたり、また人手がいなるとなかなかニーズに応えることはできない部

分があるかと思えます。その公助に行く前に、まず先ほどからずっと繰り返しているのですけれども、自助、互助がやはり重要となりますが、改めてその辺の認識と今後の取り組みによっては本当に公助という部分の負担が減らせるのではないかなと僕は考えています。その辺の考え改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

先ほどもお話ししましたが、例えば先ほど言いました道立羽幌病院で行われているフレイル外来、これは介護の状態と健康の間の方々をというような目的の外来でありますけれども、その介護状態にならないようにですとか、そういうようなことも考えられて創設された外来ということであります。現状の、いわゆる社会資源と先ほど議員おっしゃられていましたけれども、現状ある例えば今言った道立病院ですとか、民間の加藤病院さんですとか、そういうところとか、あと現状にある施設、あとそういう福祉団体等と連携を密にしながらなるべく今おっしゃられている、それこそ公助の部分はなるべく押さえられればお互いにといいですか、いいことですので、そういうようなことでどんどん今ある資源は活用していただく中で今後のさらなるというのはなるべく押さえたいというところで地域包括ケアシステムという部分の大きなくくりでありますけれども、その辺の目線で検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも自助、互助、共助、公助、どれか1つ欠けてしまえば本当にどこかに負担が来てしまう部分もあるかなと思えますので、その辺ぜひともいい形で羽幌町独自の地域包括ケアシステムを構築していただきたいと思えます。

最後に、5点目についてですが、4点目のほうでも触れましたけれども、今後多様なサービスを求める声が多くなる中で新たな事業であったり、今後財源をどのように確保するのかという、自分なりになのですけれども、考えて今回この5点目については質問したのですけれども、そこで確認として質問しますが、今後見込まれる事業や財源の確保については現在一般会計で行われている高齢者に対しての福祉事業、また介護保険事業、特別会計で行われている事業がありますが、それぞれ継続した上で今後必要と思われるものについては新たに行っていくのか、その辺の考えというものをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

現状やっているものを継続しながらという部分では当然なるかと思えますけれども、新たな部分については新たにとというような考え方で進めるべきだろうというふうに現状では考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今やっているものは継続しながら、新たなものは新たにとという考えということですが、ちょっと僕が心配したのはその一般会計の部分なのですけれ

ども、これから多様なサービスを求める声がやっぱり高齢化が進めば多くはなってくるのかなとも思います。いろいろな生活支援であったり、まだまだ公共交通関係の足の部分であったり、いろいろと求められる部分があるかとも思います。そういった中で一般会計の中で例えば今ほかのこういった高齢者福祉事業以外の部分、例えば産業振興であったり、観光であったり、子育て教育といったものを削ることなく進めてもらいたい、そういった認識、考えというものをもちかどう改めて確認します。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 基本的には、最後の答弁にも書いてありますとおりでありますけれども、地域支援事業交付金というものを活用しながら財源確保に努めたいというふうに書いてありますけれども、このとおりでありまして、なるべく例えば本当に一般財源を使ってというようなことよりも、やはりこの部分に国からの支援ですとか、あとここに書いてあります地域支援事業交付金というのは財源構成が国38.5とか都道府県が19.25とか、市町村が19.25、1号保険料が23%とか、このように決まっている財源もありますので、それらを有効に活用したりですとか、あとそのほか交付金、あと補助金等々も探しながらといいますか、なるべく議員おっしゃられたとおり一般会計のほうに手をつけるというようなことがないような方法で考えていきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そういった補助金、交付金等を活用しながら財源を確保していくということですので、本当に他の分野に影響がないようにぜひともこの部分、地域包括ケアシステムの構築といった部分の財源確保というものに取り組んでいただきたいと思えます。これで質問を最後にしますけれども、地域包括ケアシステムがずっとさっきから言っているのですけれども、やはり地域ぐるみで考え、構築していくものだと思いますが、やはりその中心が行政だと思います。今後いろいろな面で難しさもあるかと思いますが、地域包括ケアシステム、小さな自治体だからこそ構築しやすいのかなと僕は思っています。そういったこともありますので、羽幌町独自の地域包括ケアシステムを構築していただけることを期待して私の質問を終了いたします。

○議長（森 淳君） 答弁はいいですか。

○4番（阿部和也君） 答弁はいいです。

○議長（森 淳君） 以上で4番、阿部和也君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、質問をさせていただきます。まず、町道整備について質問いたします。

羽幌町における町道の改修工事については、舗装面の劣化や損傷など車や人の通行に支障を来す度合い等、優先順位を考慮した上で実施されるものと考えております。南3条通は、他の町道と見比べると比較的車や人の通行量が多いと感じております。その通りの路面状況を見ると中でも3条通の4丁目から6丁目間は車道、歩道ともに傷みが進んでいるように見受けられます。特に歩道は経年劣化に加え、冬期間の凍上等の影響からか路面の凹凸が激しく、歩きにくい状況であります。ましてベビーカーや車椅子で通行する場合は危険を伴うことも予想されます。町道は、町民が安全で快適に利用できる状態で維持管理されることが町の責務であると考えます。

そこで、次の点について質問いたします。3条通のうち4丁目から6丁目間は、全面的な改修工事を早急にすべきと考えるが、町の考えはどうか。

質問の2番目に、住宅建設助成制度の創設について。

羽幌町内における平成30年度の個人住宅の新築件数は7軒あったものの、このうち町内建築業者を活用しての新築は2軒のみであったと町建設課に確認したところであります。住宅を新築するということは、よく念願のマイホームという言葉が昔から聞くように、人生で一度あるかないかの多額の消費活動であります。地域住民の地元での消費活動によって地域の経済が活性化され、そのことが町の発展につながり、特に地元産業を活用することは雇用の創出や税収の増加など少なからずも地域に好影響を与えるとして重要なことと考えます。

そこで、次の点について質問いたします。町内建築業者を活用しての個人住宅の新築件数をふやすために助成制度の創設をすべきと考えるが、町はどのように考えますか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員のご質問1件目、町道の整備についてお答えいたします。

町道の整備につきましては、国の交付金の活用を念頭に財源の確保を図りながら進めているところでありますが、道路の構造上、交付金の対象とならないものについては一般財源にて整備を行っており、限られた予算の中で優先度を考慮しながら実施しているところであります。議員ご質問の南3条通は交付金の対象とならない道路であり、ご指摘の4丁目から6丁目間の路面状況については町としても把握をしておりますが、損傷の度合いや修繕の方法、範囲などさまざまな要素を勘案し、町道の全体の優先度を考慮した結果、まだ整備には至っていないものであります。今後においても常に状況を把握し、優先度を見きわめながら取り組んでまいりたいと考えております。なお、全面的な改修とはなりません。歩道の損傷の著しいところは可能な範囲ではありますが、今年度補修したいと考え

ております。

次に、ご質問2件目、住宅建設助成制度の創設についてお答えいたします。

町内業者による住宅新築が地域経済の活性化や雇用の創出等に好影響を与えることは十分認識しておりますが、個人住宅の建設に対する助成制度の創設については考えておりません。今後においても住宅に関する既存の補助制度が町内の建築事業者に対する支援策の一つとして有効に活用されるよう制度の周知、徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、工藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 答弁に対して何点か質問させていただきます。

まず、今年度あるいは次年度に町道の整備、改良が予定されているものがありましたら、聞きたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今年度、令和元年度町道整備ということで予定しているもの、細かいもの、大きいものたくさんございますけれども、抜粋して申し上げさせていただきますと、南5条通歩道整備、それから南6丁目通舗装整備、それから南2丁目歩道整備等ございまして、今年度予定しておりますのは大まかで十数件、金額にいたしますと4,500万円ほどの整備費となる予定でございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 質問をした3条通には個人住宅のほか4丁目には葬儀場とスーパー、5丁目には認定こども園、6丁目には寺院がありまして、全ての年代の方が利用している大切な町道であります。4丁目は特にスーパーと葬儀場に3条通から入るときに車で入りますと、少し歩道を乗り上げて入らなければならない状況になっております。この辺も僕が気になる場所です。それで、幼稚園がある関係上、小さい子供も歩道を歩きますので、ぜひとも平らで歩きやすい道路にしてもらえるととてもいいなと思います。

優先順位はいろいろあるとは思いますが、できるだけ早い時期に歩道と車道の改良をしていただければ町民の方もスムーズに通れますので、この辺強くお願いしてこの1番目の質問にいたします。

それから、1点だけちょっと別に聞きたいのですが、国の交付金が受けられないと今3条通言われておりましたけれども、町道で国の交付金が受けられる、受けられないは何か基準があるのでしょうか。お聞きします。

○議長（森 淳君） 建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

国の交付金、社会資本整備総合交付金という交付金でございますが、こちらの対象になるというものに関しましては先ほどの答弁でもありましたけれども、道路の構造上という

ことをごさいますて、通行量等を勘案しまして、その道路の構造上具体的な技術の面はちょっと省略させていただきますけれども、舗装のその構造が2層構造であるとか、3層構造であるとか、そういった構造上で対象になる、ならないがあるということをごさいます。今回その3条通につきましては、3層構造がこの交付金の対象になるということなのですが、ご指摘の南3条通につきましては2層構造ということをごさいますので、交付金の対象にはならないということをごさいます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、いろんなことがあろうとは思いますが、先ほど言ったようにできるだけ早い年度に改修されるよう強く求めてこの1番目の質問は終わらせていただきます。

2番目に入ります。現在羽幌町の人口は、5月末現在で6,879人となり、まさに人口減少が進んでいる状況である本町において雇用創出と税収増につながる予算を立てて、町内に働く場をつくり、人口減少を抑えることは町行政として極めて重要であると考えております。住宅建設助成制度は、建築事業者に対する支援になるとともに、地域全体の活性化になると信じております。ただいま答弁されましたが、この場で結論を出さずに次年度の予算計上には十分時間がありますので、前向きに検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時12分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

個人住宅の建設に対する助成制度の創設ということなのですが、答弁のとおり今のところ考えておりませんので、ただそれよりも既存の制度をごさいますて、補助制度行っておりますので、そちらの部分について答弁のとおりでありますけれども、今後とも有効に活用されますよう制度の周知徹底のほうを努めていきたいというふうに考えております。ご理解をお願いします。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 今の既存の補助制度、内容をちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

既存の補助制度といいますのは、当課のほうで担当しております空き家対策補助金でござ

ございます。これにつきましては、平成28年度から実施をしているものでございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） いずれにしても町内の業者を利用する件数がここ何年かずっと低い状況が続いていると思います。これは、私も20年ぐらい前から地元で建ててくれば町全体がよくなるのになというのには私はずっと思っていました。ですから、何とか補助制度を利用して新築される皆さんにも議員の立場としてお願いするとともに、建築業者についても建て主の希望に沿った住宅建設をされるように議員の立場になった今お願いして、町民みんなでこの町をよくしようという機運を高めないと、この羽幌町がだんだん衰退しますので、この辺も勘案しながら役場全体で考えていただいていい方向に向かっていけるように努力していただきたいなと思います。

以上、きちっとしたお答えはありませんし、私も質問をするのが初めてなので、この程度しかできませんが、ひとつ私の思いを酌んでいただいて役場のほうでも予算計上に努力されるようお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長（森 淳君） これで5番、工藤正幸君の一般質問を終わります。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、私から大きく2点について伺いをいたします。

まず、1点目です。国民健康保険事業の現状と見通しについて伺います。昨年から実施されております国民健康保険事業の都道府県化に伴って、保険料引き上げなどさまざまな問題が懸念されることから、3年前の6月定例会で一般質問をしました。このときの答弁では、保険料率の急激な増加に対しては激変緩和措置の意見が出されているとの説明もありましたが、詳細はこれからといった結論でありました。広域化されて2年目を迎えた国保事業の現状と今後の見通しなどについて以下質問をいたします。

1、平成30年度における羽幌町の国保加入者の状況について、加入世帯と人数、世帯主の職業別構成、加入世帯及び1人当たりの平均所得と保険料、滞納世帯数と金額及び滞納理由などどうなっているでしょうか。

2、国保給付費支払準備基金の残高と今後の見通しはどうでしょうか。

3、国保料改定への検討や動きはどうでしょうか。

4、保険料の上昇を抑えるため一般会計からの繰り入れや均等割合の減免等を実施している自治体もあります。こうした方法や見直しについての見解はどうでしょうか。

次に、大きく2つ目について伺います。加齢性難聴者支援についてです。

人は70歳以上の高齢となると、約半数が加齢性の難聴と推定されています。難聴となると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくありません。難聴者への聞こえの支援拡充は生活の質を向上させる上で重要な課題であります。難聴になった場合、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切です。しかし、補聴器は数万円から20万円を超えるものまでさまざまであり、年金

暮らしの高齢者には高額な品であり、手が届きづらい状況になっています。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。加齢性難聴者への補聴器購入助成を実施し、高齢者の認知症リスクの軽減と社会活動の保障を高めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、国民健康保険事業の現状と見通しについてお答えいたします。

1点目の国保加入者等の現状についてであります。5月現在の国民健康保険の加入者は1,078世帯、1,736人となっており、世帯主の職業別構成では給与所得が269世帯、25%、事業所得が203世帯、18.8%、農業所得が70世帯、6.5%、年金等その他所得が317世帯、29.4%、所得なしが219世帯、20.3%となっております。世帯平均所得は184万4,493円、1人当たり平均所得は114万5,370円となっており、世帯平均保険税は18万3,291円、1人当たりの平均保険税は11万3,818円となっております。滞納世帯数は71世帯、滞納額は1,785万8,265円となっており、滞納の主な理由といたしましては国民健康保険は前年度所得に応じて課税しておりますが、業績不振や離職等により所得が減少し、納期限内に納付できないケースが多くなってきていることが要因と考えております。

2点目の国保給付費支払準備基金の残高と今後の見通しについてであります。平成30年度末の基金残高は7,128万3,568円で、平成28年度以降取り崩しは行っておりません。近年の決算状況や納付金額の算定基準が現状のまま推移することから、令和2年度までは国民健康保険事業特別会計の歳入不足は生じないものと考えておりますが、将来的に納付金財源の不足が生じた場合は基金の取り崩しを行う必要があると考えております。

3点目の国保料改定への検討や動きについてであります。5月に開催された説明会によりますと、来年度中に運営方針の改正を行い、令和3年度からの給付金額の算定基準に反映させ、その後市町村と協議を進めながら令和5年度に再度運営方針を改正し、令和6年度に納付金平準化、令和11年度までに道内加入者の負担を公平化とする統一保険料を目指すこととなっております。現在北海道と市町村による協議、検討を行っているところであります。

4点目の保険料の上昇を抑えるための方法や見直しについてであります。先ほども申し上げましたとおり、納付金額の算定方法や保険税率の統一方法が協議中であること、また当町の構成だけでなく北海道全体の状況も関係してくることから、どの程度の影響があるか現段階で見通しを立てるのは難しいと考えております。納付金額が増加することにより、保険税が増加する世帯も考えられますことから、基金残高の状況等を踏まえた保険税率の見直しなど、町独自で保険料上昇を抑える方法も検討する必要があると考えております。

す。

次に、質問2件目、加齢性難聴者支援についてお答えいたします。補聴器購入費の助成については、障害者総合支援法により聴覚障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方に対して補聴器の交付、修理を実施する補装具費支給制度がありますほか、道の地域づくり推進事業といたしまして、身体障害者手帳の該当にならない軽度、中等度難聴児に対する支援があります。議員ご質問のとおり、加齢性難聴者への聞こえの支援拡充が生活の質を向上させる点については重要な課題として認識しておりますが、現段階で補聴器購入費の助成を行う考えはありません。しかし、難聴が認知症発症に影響を及ぼす危険因子である可能性が示されており、現在国において補聴器を使用することによる認知機能低下予防の効果を検証するための研究も行われていることから、その動向や他自治体の導入事例、利用状況など実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、再質問を一問一答で行わせていただきます。

通告の中にも書きましたが、3年前にも大体似たようなテーマでお伺いをいたしました。もう既に去年からこの広域化始まっておりますので、実際始まってみての状況はどうかということをもた改めてですが、伺ってみたいという思いで今回質問をさせていただきました。細かなデータ、今回もお聞きをしたわけですけれども、前回の答弁では4年前のデータが示されたのですが、4年前では加入世帯が1,440世帯で2,367人の加入者だったというお答えでした。この4年間の間に比較してみますと362世帯の減、人数でいけば631人の減少となっております。パーセントでいえば二十五、六%、4分の1ほどが減っている数字かと思いますが、国保事業そのものはその加入世帯からのお金とかも必要になっているわけですから、この減少をどう見るかというところをちょっと伺いたいのですが、国保事業の運営には支障はないのかどうか、人数が減ればその分医療規模も少なくて済むからそんなに大差はないのかなという気もいたしますが、この辺の数字の減少の状況は担当課、町としてはどのように見ておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

加入世帯については、議員おっしゃるとおり年々減少している状況であります。議員おっしゃるとおり、加入者が減りますので、医療費が減る関係上、現状年々減ってはいますが、会計については特段影響はないと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それで、次に今年の3月15日に道のほうで第3回北海道国民健康保険運営協議会が開催されておりまして、このときに市町村別標準保険料率が発表されたというふうに聞いております。これをもとに各市町村では具体的な保険料率を検討を決

めることになるという段取りだろうとは思いますが、先ほどの答弁では来年も変わりはないような答弁でもありましたけれども、このときの羽幌町の標準保険料率はどのように示されているのか。それに基づいた検討や実施というのは、もう今年はやいうちにはもう今年の6月中には検討をして実施をしなくてはいけないのだという情報も私ちょっと見ていたのですが、今日の答弁とちょっと違うのですが、その辺の実施時期とかというところではどのようにお考えなのか、道ではどのように言っているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 細かい部分については担当課長から申し上げますけれども、私が知っている限りでは現在北海道が1本になりまして激減緩和状況ということでこの一、二年は変わらないような状況の中でおりますし、当町としては国保会計はもともと大きな赤字をつくったり、そういう状況にないものですから、議員先ほどご指摘のとおり世帯数が減り、人口が減ってもいきなり赤字になるというような、そういうような状況にないということでございますので、まずこの一、二年もしくは3年くらいは変わらないのではないかなというふうに考えております。少々お待ちください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

保険標準税率については、今ちょっと持ち合わせておりませんでしたので、改めてご回答したいと思います。道からの納付金の絡みで算定した関係では2年度まで算定基準は変わらないということで、黒字会計ということで令和2年度までは歳入不足は生じないと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） はい、わかりました。では、そのように理解をしたいと思います。

答弁では令和3年ですから2年後と、また4年後に算定基準を反映をさせて、また一部は改正、見直しもしてということになって令和6年ですから5年後に納付金を平準化させていくと。10年後には各市町村統一の保険料を目指すのだというスケジュールになっているというお話ですが、そもそもその平準化ですが、言葉のとおりいえば平らに平均にならずという意味になるのだろうと思うのですが、その手法です。国なり道なりどのような手法でその平準化を目指そうとしているのか、その辺の情報や説明というのはあるのですか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

納付金の平準化につきましては、あくまでイメージといたしますか、市町村間の納付金を公平にしようという考えがあります。そこで今の標準化に向かううちで医療費水準を現在反映させておきまして、医療費の少ない市町村は納付金が配慮されるというか、考慮されることになってはいますが、今市町村間を公平にするということで、医療費水準を今ゼロにしようという動きがあります。あと、所得割と均等割とあるのですけれども、今国の所得水準に合わせる動きがありまして、割合的に所得の割合をふやしていこうという動きがある状況であります。そして、最終的に平成6年度に市町村間の納付金の算定の平準を図るという考え方で動いております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 平成とおっしゃいましたけれども、令和6年ですよ。それで、その説明の中で医療費の水準をゼロにしてということになります。納付金を算定するのが4要素考えているようなのですよ。その医療費水準と所得水準、それから加入者と世帯数、これを検討しながらその医療水準ということはつまり医療が進んでいる自治体、医療機関が余りなくて、余り利用が進んでいないような自治体、それらがばらつき、格差があるので、そういうばらつきの部分は削除しよう、ゼロにして考えようというのがさっき課長がおっしゃった考えなのだろうと思うのですけれども、そうすると例えばそこそのちゃんと医療施設があって、医療水準も保っているのだから、そういう町がなくなれば多分安くなりますよ。その一方で、地方の都市で医療水準が余りないような地域はそれがもともとないから安く抑えられていたのだけれども、その分をカバーするために平均的に引き上げざるを得なくなると、一本化にするのですから。そうすれば、そんなことで実際納得するかなという、本当に根本的な疑問です。医療が進んだ町の人、医療が進んでいない町が一本化になったら高いところは安くなり、安いところは高くなる。はい、わかりました、ではそのとおりやってくださいなんていう、それこそ全道から全国からぶうぶう文句が出るのではないかと私は思うのですが、そういうことなかなか難しいと思うのですよ。もしこの件について見解あれば、担当課なり町長でもいいのですけれども、私はこんなことは、平準化と簡単に言うけれども、そう簡単には行かないぞという思いが私はあるのですが、その辺についての考えもし見解あればお聞きしたいと。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変難しい問題で、私が最初町長になってから一昨年ぐらいから平準化の問題で北海道一つになるという話の中で、各町村長と話が出た中では、例えば小さい市町村、市でも人口が減っているようなところあります。そういうところではがん患者が1人出ると数千万円の医療費がかかると。そうすると、少ない人口で持つと保険料がはね上がるというようなことが平準化によって全体で見ると、その負担はそんなにふえないだろうというような話があったのですけれども、平準化を図るためにどういう手法をと

るのだというお話がありましたけれども、北海道では国のほうに金額的にはちょっと忘れ
ましたけれども、そのための財源をお願いしてありまして、30年、31年、今年令和
元年までは国が責任持ってその平準化のための財源を用意するという事で北海道国保連
合会のほうでも要請活動をやっておりまして、本年も行く予定にたしかになっていると思っ
ています。そんなことで議員の認識もちょっと病院があればいっぱいかかって、病院がな
い町は少ないのだということではなくて、例えば羽幌の町の人が札幌の病院にかかっても
国保会計はここで精算しますので、そういうことにはならないのでないかなというふうに
考えます。答弁になったかどうかちょっとわかりませんが、申しわけないですけれ
ども。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 確かにそういう側面もあると思うのですが、病院にかかる、かか
らないはやっぱりすぐそばに大きな立派な病院があればかかりやすいわけですし、こうい
う地方からちょっと病気になっても我慢をしてなかなか、本当に悪くなってからやっと遠
くへ出かけようかという、そういう人もいるわけですから、その辺のばらつきとか多少は
あるのではないかということでお話をしたと思うのですが、一部の報道ではこういった標
準化や統一がされると現在の自治体の約8割の自治体で保険料が引き上げざるを得ないだ
ろうという報道もされています。今でも高くてもやっと払っているという世帯もありますし、
先ほど滞納世帯71世帯、もちろん収入もほとんどなくて所得なしの世帯も219世帯あ
るというようなお話の中で、今よりもさらに上がってしまうということになると本当にも
う大問題になると思うのです。それで、町の答弁でも町独自でも保険税の上昇を抑える方
法を検討する必要があるという答弁もされていますので、よく言ってくれたという思いも
あります。その町独自での上昇を抑える方法、もうちょっと具体的なもの、考えられるよ
うな方法とかがあるのであれば、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思うのですが、お願
いいたします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

今のところ詳しい状況というか、どのようにするべきかということは今のところ持ち合
わせておりませんが、ある一定の急激に保険税が上がるような世帯が発生した場合は何か
しらの対応が必要かと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 過程の話ですから、具体的に答えるというほうが無理かもしれま
せんが、何かしらの対策は考えたいという、そういう意識を持っているというところは確
認しました。そもそもどうしてこの国保の事業がこれだけ大変なことになっているのかと
いうと、これまで国のほうで国庫負担金、国が持つべき部分をずっと減らしてきたことに
原因があると。それも町長さっきおっしゃられました全国知事会や地方の団体からももっ
ともっと財源を出してくれという要望をしているというお話もありました。2014年に

は、全国知事会が1兆円の交付負担を求めて意見書というか決議を上げた。昨年11月には地方6団体、町長も加わっております。議長会も加わっている地方6団体が共同で被保険者にこれ以上の負担を求めることは極めて困難だとして毎年3,400億円の公費投入を確実に行ってくれと。そして、保険料の激変緩和に必要な財源を確保するなどの財政支援を拡充すべきだという内容で国に求めているという状況であります。6団体を合わせて子供の均等割保険料、これも軽減する支援制度の創設を求めているというふうにお聞きをしました。具体的な段階になってきたら町でも当然検討するでしょうし、町にあります国保運営協議会ですか、そのほうにも意見を聞きながら、そして検討を図りながら協議を進めていくのだらうと思えますけれども、ぜひ全国知事会のようなあるいはこの地方6団体で主張しているような、そういう内容、文言を鑑みて安易に引き上げるようなことは本当にならないというふうには私はお願いしたいと思えますが、改めてですが、こういった方向でぜひとも考えてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご指名を受けました。これまでも私以外の首長さんも、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、安易な値上げといいますか、そういうことはしていないというふうに思っておりますし、今後も議員ご指摘のとおり私も制度を鑑みて必要なものは必要な程度に抑えたいというふうに考えております。また、先ほどご指摘ありました全道一円の中では当町はちょっと上だったか下だったかは忘れましたが、大体中間あたりにおりますので、そんな急激な値上がりだとか値下がりだとかということはないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、次の質問のほうに移りたいと思えます。

加齢性難聴者支援について伺います。加齢性と簡単に決めてしまうと何か非常に失礼な言い方になるのではないかなという気もするのですが、いろいろネットとかで調べますと一般的に載っている名称なもので、私も使ってみたわけですが、高齢難聴者と言ったほうがもうちょっとやわらかい雰囲気かなという気もいたしますが、現在実施されている障害者総合支援法による障害者手帳交付者、そして答弁では道のほうでも、道の地域づくり推進事業での支援内容、支援しているという答弁でしたので、もしその支援内容とか支援を受けるための基準、そしてどのぐらいの人が実際に受けているのか、羽幌町内の実績なんていうところを押さえていけばお聞きしたいと思えますが、その辺まずお願いいたします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

まず、障害手帳を持っている方に給付しているという関係でありましたが、一応40センチ以上の距離で会話ができる聴力レベルということで、70デシベル以上の身体障害者手帳の取得者に補聴器を給付する制度があるのですが、その人数につきましては26名

が聴力に関する障害手帳を持っている状況であります。

あと、障害児のほうなのですけれども、障害児のほうはちょっと記憶が確かではない、たしか41デシベル以上だったかと思うのですけれども、小さいお子様ですので、まだそれより緩い基準というかで補助制度があるとは聞いていますが、留萌管内では対象がいないような形で助成されている自治体はないと聞いております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それは障害者総合支援法による支援だと思うのですが、そのほかの道が行っている地域づくり推進事業での支援内容、これについての内容はどのようなのでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 説明がちょっと煩雑で済みませんでした。一応難聴児と子供に対する助成があるのが北海道の地域づくり総合交付金でありまして、先ほどたしか41と言ったのですけれども、30デシベル以上の難聴児に対しての助成ということになっております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） これは、購入する段階での購入費補助という内容でよろしいでしょうか。もしかしたら、もし買った場合には、その金額も税控除できるよという、そういう支援ではないのかなという気もするのですが、それちょっと確認させてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 北海道の地域づくり総合交付金の助成制度につきましては、購入に対しての助成だと聞いております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） ある程度そういったものはあるのはわかりましたが、私は特に今回聞いたのは加齢性、高齢者についてのいわゆる年をとってくると多くの人がだんだん耳も遠くなって大きい声でないとかなかなか会話が進まなくなるという、そういう加齢性高齢者についてはどうなのかなということでのお話なのですけれども、羽幌町でも要介護認定とか、要支援についての審査が行われるだろうと思うのですが、そういったいろんな項目、何十項目だかあったと思うのですが、その中に例えば難聴状況、難聴症状といったらいいのか、聞こえの症状がちゃんと大丈夫かどうかというようなこともそういう要支援、要介護の判断基準の中で、あるいは調査項目の中で耳の状態についてもあるのかどうか、もしないのであれば、ぜひともそういった実態調査把握必要ではないですか。答弁ではちょっと把握をしたいということもあったようですが、実態です。現在羽幌町の要介護認定とか、その段階での調査項目、実態と調査などはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

特段難聴に関して特化したというような部分はございませんけれども、全体の中で調査する中でそういう当然耳の聞こえの部分については項目にあらうかというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） もしもそういうふうに調査もしているというのであれば、その中で実際に補聴器を所持している人、使っている人、持っている人はどのくらいいるのかと。高齢者の中で何%の人が耳にちょっと問題があって、そのうちの何%が補聴器を持っているとかというようなところまでの把握はどうなのでしょう。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

そういうものに関しましては、統計上処理をしているとかというようなデータはございませんので、現状といたしましては把握をしていないという状況であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それで、補聴器もいろいろ取り扱っている業者、お店にもちょっとお邪魔をして幾らぐらいするものか、どのぐらいの人が買いに来るものかちょっと聞いてもみたのですが、金額をいけばもうピンからキリですと。本当に1万円するかしないかというものから20万円、30万円のものもあるということですよね。先ごろ新聞の広告にもいろいろ出ていますよね。こういったように、これも金額見たらやっぱり20万円とか、そういう金額が出ておりました。それで、国のほうでも研究の動向が始まったという答弁もありますし、他自治体の導入の事例も把握に努めていきたいという答弁もいただきました。他自治体がまだほとんど行っていないのだということであれば、ぜひともこの羽幌町が先陣を切って支援を実施をして羽幌町加齢性と言ったら何か失礼ですね、やっぱり。高齢難聴者支援の町みたいな、どんと全道、全国へアピールできるような、そのぐらいの先陣性というか積極性、もしできれば、恐らく先進地視察でどんどん羽幌にやってくるのではないかなんていうことも一つの希望として、そうすれば宿泊してくれば活性にもなりますし、羽幌で買い物とかということにもつながってくると思うのですが、そのぐらいの今のところ助成する考えはないということなのですが、でも調査をしたい、動向を見たいという積極的な答弁でもあると思うのです。そこをもうちょっと状況によっては、調査によってはこのぐらいのことは羽幌町でも支援できるのではないかというようなところまでの検討もしてみてもどうかということももう一回最後に要望というか提案をいたしまして最後としたいと思うのですが、町長、答弁お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 実態調査をしてみたいかというようなことでございましたかと思いますが、先ほど来阿部議員の福祉の問題でしたが、そういうことでも職員の数の少ないのと、それから仕事の煩雑というところとまた失礼ですけども、大変忙しい中でどれほどの実態調査ができるかわかりませんが、そういったご要望があったことは担当課と

相談して伝えたいというふうに思っております。その中でできるかどうか実態は委ねたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。大変貴重なご意見をいただきましたこととお礼を申し上げます。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、私から防災体制の充実強化と災害対策の推進について質問をいたします。

昨年7月上旬に道北地方を中心に記録的な大雨が降り、河川の氾濫や土砂崩れにより国道の通行どめなど大きな被害が発生しました。さらに、9月6日に発生した北海道胆振東部地震において厚真町では北海道で初めて震度7を記録し、各地に大きな被害が発生しました。その地震により全道295万戸が一斉に停電となるブラックアウトになり、当町においても通常生活に大変不便を来したことから、避難所開設や炊き出しなどを行い、住民の安心や安全確保を図ったことは記憶に新しいところであります。当町においては、平成16年に震度5弱の地震が発生した後は大きな災害もなく平穏に推移しておりますが、一般の記録的な地震のように災害はいつ、どこで、いかなるときに発生するか全く予想がつかないものであります。また、今年の5月29日から大雨警報や注意報、洪水警報などの発表基準が変更され、指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報や警戒レベルなども明確化されました。この基準変更でより適切なタイミングで住民への周知が可能になりました。このため本町においても住民の生命、財産を守るためにはさらなる防災体制の充実強化を図る必要があり、今後起こり得る各種災害の被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを目指すことは大変重要であると考えます。そこで、以下について質問いたします。

1点目、昨年10月23日に開催された羽幌町防災計画調査特別委員会において、長年の懸案であり、災害時などの広報手段として必要不可欠である防災行政無線整備の方向性が示されました。その整備内容は、携帯電話通信網を活用したものであったが、この情報伝達システムは現在全道では1カ所も導入されていないことから有効性や効果、使い勝手など信頼性に疑問が残るところであります。

防災行政無線の役割は、災害緊急時においていち早く避難命令や指示、勧告の伝達や周知などを確実にを行い、住民の生命、財産を災害からいかにして守るかということが第一の整備目的であると考えます。このことから平成30年末現在全国で約8割の自治体が導入し、実績や効果が実証されている同報系防災行政無線の整備が最も有効な手段であると思

われます。この同報系防災行政無線システムの導入を含めて再検討する考えはないか。

2点目、胆振東部地震において全道がブラックアウトし、その影響で町内においても離島を除く全戸が停電し、住民は不安な時間を過ごした。この地震を教訓として大雨、台風なども含む大規模な災害が発生した場合、避難所開設やボランティアの受け入れ、炊き出しなどの実施、場合によっては長期の避難生活を余儀なくされる住民への対応など、具体的な基準や運営方法はどのようになっているのか。

3点目、災害により負傷者が発生した場合、早期の対応が重要であると考えます。このため役場職員はもちろんのこと、全町的な取り組みとして関係機関と連携、協力し、応急手当ての知識や技術の習得を図る必要があると思うが、そのための普及啓発をどのように進めていくのか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の同報系防災行政無線システムの導入を含めた再検討についてであります。当初は全国的に導入実績のあるデジタル防災行政無線の整備を念頭に検討しておりましたが、さまざまな方式との比較検討や道内の先進事例視察などの情報収集を行い、関係課長により構成した検討チームによる協議を重ねた結果、昨年10月の羽幌町防災計画調査特別委員会において、町が整備する情報伝達システムの方向性として携帯電話通信網を活用した方式の導入をご説明したところであります。先進事例を視察した中では、屋外スピーカーの聞こえづらさ、特に降雨時や風の強い日は最終的に職員の人海戦術により広報車等で周知しなければならないこと、屋内の戸別受信機の電波受信状況によってアンテナ設置工事が必要になる場合もあり、施工に難色を示す世帯がふえていることなどが上げられたほか、自営の通信網整備に係る多額のコストを要しており、今後整備するに当たっての課題とされたところであります。デジタル防災行政無線は、災害時の迅速な情報伝達のための有用な手段であることは認識しておりますが、先ほど述べました状況を考えますと費用対効果の面など再度の検討が必要と判断したものであります。

また、平成30年7月、豪雨に関する消防庁の災害報告書においても同様に屋外スピーカーからの音声が聞きづらい場合があることが課題として取り上げられ、技術革新により開発の進む新たな伝達手段を含め、多様な伝達手段の導入を促す取り組みの強化を求められているところであります。これらのことを踏まえ、気象条件にとらわれず、通信回線が混雑しやすい災害時においても同時に広範囲に配信でき、さらに他の防災行政無線と比較し、基地局整備が不要であるなどコスト抑制も期待できる携帯電話通信網を活用したシステムを整備していくことで進めてまいりたいと考えております。

2点目の避難所開設の基準や運営方法についてであります。当町の現状といたしましては避難所開設に関する具体的な基準は設けておらず、気象状況や災害の発生状況に応じ、開設の必要性を判断しております。今般、内閣府において避難勧告等に関するガイドライ

ンが改定され、洪水や土砂災害に関する防災情報や気象情報と警戒レベルとの関係が明確化されましたことから、適切な対応が図られるよう見直してまいりたいと考えております。

また、避難所の運営については羽幌町地域防災計画により町内会や地域団体と協力して行うこととしておりますが、過去の避難所開設は長期間に及ぶ事案ではなかったため、町職員が主体となり関係団体の協力をいただきながら対応してきたところであります。しかし、避難が長期化する場合は職員だけの対応は難しいと考えており、町民やボランティアの皆様が必要不可欠であります。昨今の災害においても被災地での災害ボランティア活動が大きな役割を果たしておりますことから、災害ボランティアセンターの設置に向け、社会福祉協議会など関係団体と具体的に検討を始めてまいりたいと考えております。

3点目の応急手当ての知識や技術習得の普及啓発についてであります。災害時における負傷者への迅速な対応については議員ご指摘のとおりであり、これまでの防災訓練において負傷者の搬送訓練や救護訓練、AEDによる救命訓練など町民を対象に実施してきたところであります。防災訓練は昨年からは児童・生徒を対象にした防災教育を主眼に置いて実施しているところでありますが、今後防災訓練の内容を検討するに当たりどのような方法が望ましいか再度見直してまいりたいと考えております。また、町職員等による出前講座のメニューに救急救命講座もあることから、積極的に活用していただけるよう町広報紙等を通じて周知を行い、町民への知識と理解を広めてまいりたいと考えております。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、答弁書に基づきまして再質問をさせていただきます。

まず、羽幌町の防災体制については災害対策基本方針としまして羽幌町地域防災計画に基づき各種の災害に対処することとなっておりますが、今年の胆振東部地震によるブラックアウトにより大規模停電となり、その状況下で町民の詳しい情報がほとんどなく、またその情報も錯綜し、さらには避難所における炊き出しの基準もないことから緊急時の対応の難しさ、さらには住民の不安が増したのではないかと自分は感じております。そのことを踏まえまして再質問していきます。

まず、1点目の災害時の広報手段ですが、答弁書では再検討しないで携帯電話通信網システムの導入を考えているようですが、まず一番の決め手となった大きな理由、それからこの防災行政無線の整備目的は何なのか、これちょっと伺います。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

まず、理由でございますが、当初は全国的にも導入実績の高いデジタル防災行政無線の導入というものがこちらとしても念頭にはございました。これは答弁書に書いてあるとおりなのですが、システムを導入するに当たりまして視察等を通じてわかったということは、やはり気象条件に弱いということと、風の強い日、雨が降っているときなど聞こ

えづらい、何を言っているのかわからないといったことや、その聞こえづらさを補うために戸別受信機を設置いたしますが、現代の機密性の高い家屋では電波が受信しづらいこと、またそのためにアンテナを取りつけなければならないけれども、難色を示される世帯が多い、そういう現状などを課題として視察先からご意見をいただいているというところがございます。

年間を通して防災無線を活用する機会というのは水害だとか土砂災害、暴風雪などといった気象条件の悪いときが多いと思います。また、その昨年のブラックアウト時に避難情報や断水情報などを周知する際に携帯電話所有者への周知する方法が有効的だったということもあります。やはり何かあったときに情報が得られないというのが一番不安であると思います。今どのような状況で、今後どのような対応になるかなど、前回の停電時も例えば一部は停電も復旧いたしました。他はまだ復旧していないというような状況もありまして、そういう情報がなかなか情報としては入ってこない、そういったことを踏まえたときに直接的に個人へ確実に内容が伝わる、配信できるという部分が防災行政無線を整備するに当たって重要であるという認識を持っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今のお答えでは私は理解できませんが、後でまた質問をいたします。

私は自分が考えているのはやはり自分自身、あるいは他人に災害危険が迫ったときにいかにしてその伝達を有効かつ正確に伝えるのがこの市町村防災行政無線の整備目的であるというふうに私は思うのです。このタブレット端末については、後でもお話をしますが、全国で2カ所、それから全道では今知内町なのですが、試験的に平成27年から実施されているのですが、これについて全国で2カ所、全道では1カ所も導入されていないという、そういうことについての認識はどうですか、伺います。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今これから携帯電話通信網を使ったシステムというものを導入するに当たりまして、このシステムというもの自体は3年前にでき上がったシステムというふうに認識をしておりますので、まだ導入実績としては議員おっしゃるとおり少ない部分であるかと思えます。ただ、これに限定したものではないのですけれども、道内においてもこういう携帯を活用した伝達のサービスというのを使っている町村というのものもあるように聞いておりますので、そういう部分では有効的であるのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私も、先ほども言いましたが、これは全然納得できるような答弁ではないと思うのです。要するに要は伝達方式として私は全国で8割、今9割になろうとしていますけれども、屋外拡声器と戸別受信機、これをあわせたものを今整備するという

のが全国一律の大体の自治体の考えです。なぜ羽幌町だけがタブレット端末の携帯電話通信網を利用するのかということに私どうしても納得できないのです。

これは、今1カ所長崎県の東彼杵町というところで実は聞いたのです。そうすると、その地区についてはあくまでも大雨対策という意味でタブレット端末を入れているということであって、防災行政無線の活用というのは考えてはいないという回答も得ています。ですから、私はこの両方を整備することがやはり住民の安全、安心を考えた場合に今デジタルの防災行政無線、同報系の無線というのですけれども、これを入れたほうがこれは間違いなく私はいいと思うし、当然だと私は思う。羽幌町については、過去これもう120年以上実は町始まって、実は今回整備されるということなのですから、それが初めてする部分、あるいは他の町村ではアナログを既に整備されて、それからデジタルに切り替えて何億円、数億円とかけて、何十億円もかけている。羽幌町今回初めて整備されるわけです。それで何でタブレット端末になるのかな。いろんな、だから先ほど答弁書でもありましたが、屋外では聞こえづらいと。確かにそれは聞こえづらい場合はあります。でも、同時に整備することによってそれをカバーするということが実はできるのです。要するに屋外にもラップをつける、屋内にも戸別受信機をつける、これが今の通常のシステムなのです、どこの自治体も。今みんな考えています。だから、そのシステムをなぜ再検討しないのかなと僕は思うのですけれども、もう一度答えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かに携帯電話通信網を利用した情報伝達システムというのは、先ほど申しましたとおり3年前に開始されたサービスでありますので、全国的にはまだまだ導入実績は少ないですが、毎年導入自治体はふえているというように聞いております。確かに従来から広域に同時に周知するためには自前で基地局を設置し、鉄塔やスピーカーを設置するなど自治体が全ての設備を整備しなければ周知できる手段というものがありませんでした。そのため高額な設置費用と維持管理費用が負担になっているというのが現状でございます。しかし、ここ数年というのは情報通信技術の飛躍的な成長により携帯電話網やインターネット網を通して多種多様なサービスを受けられるようになってきております。来年度からは第5世代の移動通信システムの運用を初め、高速大容量のサービスを順次展開する予定で、来年度内には全ての都道府県でそういう提供を目指すという報道もございました。その第5世代の主な特徴というのは高速大容量、低遅延、多数同時接続の3つであり、現行の第4世代の通信速度と比較して100倍になるとされ、車の自動運転もそうですが、今まで以上にさまざまな場面での活躍というのが期待されるというところでございます。このようなことから通信回線が混雑しやすい災害時においても同時に広範囲に情報発信できる、直接的に人に伝わる情報伝達システムというのが今のような多様化する災害への対応としては有効的であり、基地局整備も不要で、民間の既存の携帯電話通信網やインターネット網を有効活用したシステムであることも大きいと思われまます。これらのことを総合的に勘案

しまして、このシステムで行きたいというふうに判断した結果でございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 自分は、これ今実は羽幌町の選択は本当に町民にとって一番大事な選択肢を今迫られているのです。それを今何かわけのわからないことを総務課長言いましたけれども、私実は理解できません、その部分については。町民の防災無線はどういうために整備するかという、やっぱり基本に戻らなくてはだめなのです。これは大きな災害が起きたときに、先ほども言いましたが、死者や負傷者が出たときに例えばタブレット端末だけでそれ周知できますか、はっきり言って。私はできないと思います。やはり屋外スピーカーもつけて併設してタブレット端末、あるいは防災ラジオといろんなのがあります。そういうものが僕は必要だと絶対思うのです。未来永劫までこれは続くわけです。今何億円、数億円とかけるわけです。だったら再検討して、一からもう一回考え直して町民のために一番いいのは何なのかと、僕はそこに立ち返るべきだと思うのですが、どうですか。もう一回聞きます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かにそういう屋外の放送という部分では有用であるということは認識しておりますが、羽幌町におきましてはそういう消防スピーカーもございますし、そういう部分での放送というのは可能なのかなと思います。先ほど来からおっしゃられているタブレットというお話がありますが、基本的に携帯電話のスマートフォンを活用したシステムでございますので、あくまでも今ほとんどの方が持っておられるスマートフォンだとか、携帯電話を活用したシステムでございますので、そういうタブレットだとか戸別受信機につきましてはあくまで高齢者の方向けということで屋内に配置をして確実に聞こえるような体制をつくるというものでございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それは全く違う話で、これは僕が調べた範囲なのですが、携帯電話を使った通信網、これ大きな弱点がもう何点もあるのです。上げたら切りがないのです、実を言うと。これ調べたのです、実は。羅列してはいますが、単純に上げますと、時間がないので、簡略で言いますと、震災などで携帯通信網の設備が壊れたときにはもう全く使えない、これははっきり言って。それから、通信障害、これはもう必ず起きると。なぜかというふうくそうするのです。これは、もう実際に皆さん携帯使って、あの震災のときもそうだったし、大きな災害のときは必ずその携帯通信網というのはふくそうしてつながらなくなるのです。

まず、それから先ほどお年寄りの方に便利だと言いましたけれども、これ全く正反対です。このタブレット端末を設置することによって、お年寄りは何をこれ設置したのだ。これ次に言いますが、ある自治体では、それ知内町なのですけれども、これ83世帯実は皆さんご存じだと思うのですけれども、27年から試験的に導入しています。その中

で結果的に83世帯の中でお年寄りの方がいて全く操作ができない。これではだめだということで町長を含めて、議会も含めてこれは取りやめだというふうに僕は担当者から聞いています。そういう現状があることも当然調べていると思うのですけれども、私はそういうことも考えたときになぜこのタブレット端末が有効でかつ住民の生命、財産を守るために有効だというのがわからないのです、実を言うと私自身が。どこがこれ有効なのですか。同報系のスピーカーと戸別受信機導入、整備するものと、タブレット端末の有意性というのはどこですか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほどの議員さんのほうからご質問がありましたとおり、鉄塔が倒れたときに通信障害が出るだとかという、あと知内町のほうですか、老人は全く使えないというような話をお聞きいたしました。鉄塔が倒れるような状況であれば防災無線、どのようなものであってもやっぱりそういう通信障害というのは出るのかなとは思いますが、また、その通信障害が出るというお話だったのですけれども、あくまで今回使うシステムにつきましては通信回線とは違う回線を使いますので、そういうふくそうすることはないというふうに聞いております。また、知内町のそのお話ですけれども、確かに今年知内町のほうはいろいろ選挙もありまして、理事者もかわったという部分で今までそれで進めようというふうにやっていたのですけれども、理事者がかわったということで今再度その方向性を確認、検討しているという段階でやめるという話は担当のほうからは聞いておりません。老人の方にも使いづらいという話なのですけれども、あくまで戸別受信機につきましてはこちらから一方的に放送する、発信する内容ですので、高齢者の方が何かを操作して聞くとか、そういうものではございません。そういう部分でも確実にその情報が伝わるという部分でタブレットでも、戸別受信機であっても、さらには皆さんが持っている携帯電話にも確実に情報が届くという部分で有意性があるというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 時間がないので、もう一点だけ私その必要性について言います。

さきに東日本大震災で一番大きな被害があった岩手県の大槌町に僕確認をしました。有効性や信頼性から同報系の防災無線を整備したと聞いております。新たにですよ、今回東日本大震災があったとき。近隣の被災された自治体もほとんどの同報系の防災無線を整備しているということがございます。その理由を聞いたのです。なぜ、そうしたらその無線を整備しているのと言ったら、大震災のときに即座に放送ができて、刻一刻と状況が変わる中、臨機応変に対応でき、柔軟にその起伏、緩急などをつけられ、これ肉声ですから。より緊迫感が伝わり大変有効であったと、そういうことでこの大震災があったところのほぼ東北地方は同報系の無線を整備してる、そのことについてはどう思いますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

デジタル防災行政無線につきましては、あくまで肉声ではなく機械音声という形になりますので、なかなかアナログ時代とは変わって、先ほど来からの話ししておりますとおりなかなか聞こえづらいという部分が、そういう機械音声になっているという部分が大きいのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 最後に言いますけれども、次にこの整備にだって多額のお金はかかります。当然です。さまざまな角度から私は検討されたと思いますが、実はさっきの委員会というかこの答弁書の中ではありますが、2カ所の自治体、胆振東部地震のときの被災地、厚真とたしか日高町ですか、そこに出向いてその内容を聞いたというのですが、今町が導入しようとしているこの携帯通信網のシステム、これ知内でやっているわけですが、そこへなぜ行かれなかったか、その理由をちょっとお聞かせください。

○議長（森 淳君） 総務課総務係長、山田太志君。

○総務課総務係長（山田太志君） お答えいたします。

先ほど来出ている知内町の件だったのですけれども、一応実証実験をやられているということで、昨年度については実証実験が終わって結果を検証するというような段階になっていたということで、実際に機械を確かめるだとか、そういったことはできないというようなことだったので、今おっしゃった日高だとか厚真だとか、そういった実際に同報系を入れられているところをまず見に行こうというようなことでその2カ所を訪問させていただいたところであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、全くこのシステムの中身というものは機能とかいろいろありますよね。これについて、先ほどの答弁では関係課長方がチームつくって検討されたと。そして、当然業者や書面等で調べたと思うのですよね。機種といいますか、機能といいますか。その中で先般の議会は1回だけは説明がございました。それは、私も担当しましたので、わかりますが、その整備に当たってアンテナ工事などが本当に難色を示す世帯がふえているというお答えもあったのですが、そのことはいつ調査されて、いつ実施されたものなのですか。私は記憶がないのですけれども、どうですか。

○議長（森 淳君） 総務係長、山田太志君。

○総務課総務係長（山田太志君） お答えいたします。

昨年の委員会でも説明させていただいたと思うのですが、実際に日高町または厚真町に訪問した際に担当者のほうからそういった現状があるというようなことをお聞きしたものですから、その点については昨年の委員会の中でもご説明申し上げたというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そうしたら、羽幌町ではそれは実際にはどこも聞いていないということですよ。

○議長（森 淳君） 総務係長、山田太志君。

○総務課総務係長（山田太志君） 羽幌町内においては、そういったことはないです。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほどから繰り返しののですが、整備変更をされないのかなというふうに私はとっています、自分が調べたところでは、これ数値なのですが、平成30年3月31日の数値ですが、総務省の防災行政無線整備動向調べでは、全道の179市町村のうち154の市町村で整備されております。そのうち同報系は96市町村で、その他は移動系ということになるのですが、羽幌町については携帯電話通信網をこれから整備しようとしているのですけれども、これは本当に先ほどから何回も言っていますが、全国で2カ所、全道ではほとんど一カ所もないということで、本当にこういうものを整備しているかどうかというのをやはり町民の方に聞いたときに、あと本当に、いや、こんなのを整備して何億円も数億円もかけたのだ、だけれどもこんなもので納得するのかなと私は思うのです。せっかく整備するのに、初めて整備するのにやはりよりいいもの、最高のものを私はぜひ整備してほしいなというふうに思います。これは、なかなか方針を変えないというのが町の姿勢なのかなと思いますが、そういう財源のほうも実は調べてみたのですけれども、緊急防災事業債というのは使われるということで、これはもう知っています。それから、国のほうにもこれ聞いたのですけれども、この緊急防災事業債というのは、例えば来年度、平成2年度の末まで、だから再来年の3月31日まで請求あれば受理しますよということなのですけれども、それはご存じですよね。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 済みません、取り消します。令和2年度までということですので、そういうことはご存じでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

はい、そのように聞いております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） であれば、なおさら急いで今、今年度予算計上すると思うのですけれども、慌てないでゆっくりいろいろ検討されて僕はそういう整備を進めたほうがいいのではないかと、自分自身そういうふうに思います。町民の命を守るシステムでございますので、ぜひ再検討をしていただけるようお願いしまして、この1点目についての質問を終わらせていただきます。

次、2点目ですが、災害ボランティアセンターの設置など災害時における前向きな答弁をいただきまして、私はご理解をいただいているのかなと自分では思っております。

そこで、このブラックアウト発生したときに質問の中にもありますが、避難所開設やボランティアの受け入れ、炊き出しなどを含めて総括的な反省会、話し合い、あるいは協議などはその後やったのか、その担当課でやったのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

具体的な課内での協議というのは行っておりませんが、委員会の中でいろいろお聞きしましたご意見を教訓に今後検討するというようにしております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひこういうブラックアウトというのはなかなか大停電なんてないことですから、ぜひそれは庁内で速やかに検討して、どういうものが問題だったのか、あるいは今後の課題としてはどういうものなのか、ぜひそれ必要だと思うので、そういうときがあったときにぜひそういうものはやっていただきたいと思います。答弁いいです。

それから、防災計画の中にさまざまな分野でいろんな内容でこうする、担当課は何をする、いろんな部分であるのは私はもう見ております。ここにもあります。私はこれだけでは全然足りないと思うのですよね。国のほうからもそういうことで指針は示されたと思うのですけれども、そういうもので各項目ごとでなくてもいいですから、ある部分についてはマニュアル的なものも、ある部分についてはフローチャート、わかりますか、流れ。そういうものを私は策定しておくべきだと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういう計画だけでは実際のときにはどう動けばいいのかという部分はなかなかとっさには難しいと思いますので、そういうことも踏まえながらちょっと今後検討していきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ早急に検討されて作成していただきたいと思います。

次に、当然大規模な災害が発生した場合に、これは非常事態ですから、一刻の猶予もない状態の中でさまざまな対応をしなければならぬ事態になります。その中でボランティアの受け入れや炊き出し、これ日ごろからさまざまな訓練、シミュレーション訓練でもいいです。いろんなことがやっぱり町主体でやるべきだと私は思いますが、その辺についてはどう考えているかちょっと伺います。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かにそういう部分では、必要な部分ではあると思います。今後そういうボランティアセンターの設置等を協議する中で、そういうことも踏まえながら実際の災害のときにどう

いう動きをすればいいのか、そういうものをそういう訓練がいいのかちょっと今のところはっきりとは申しませんが、検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） さまざまな訓練計画を立てて、年次でぜひやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次に避難所開設運営の基準はないということでございますので、ぜひその炊き出し基準も含めて早急にそういうものをつくるということ先ほど言われましたが、それで間違いないでしょうか。もう一回確かめます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほどは、災害に対応するためのそういうフローチャート等を考えていくというような部分で検討するという話しさせていただきました。この避難所の開設基準であるとか、避難所の運営方法であるとか、うちのほうとしては特段そういう定めがないという部分で、やはりそういうどういうふうに動けばいいのかという部分もやはり何かしら必要だと思いますので、検討していきながら対応を考えていきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） これも先般のブラックアウトのときに避難所2カ所を開設して、中央公民館と川北の保育所、福祉センターですか、その中でカレーライス300食を用意して、このときは私は防災委員会の中で質疑がありまして、その内容は知っていますので、その答弁はいいのですが、これも含めてボランティア団体、それからいろんな町内に防災ボランティアきずなの会だとか、日赤奉仕団あるいは企業、会社などたくさんございます。その中でなくて、町とそういう災害時に具体的にこういう内容で協力し合おうねというような話し合いというのは何か持たれたような余り記憶ないのですが、そういう全体会議的なものは持たれるような計画、あるいはやったようなあれはありますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

これまでは、団体とまとまってそういう協議をしたということはないのですけれども、個別に都度協議をいたしましてどういうふうにやっていくかという話し合いはしております。ただ、今後そういうボランティアセンターの設置等を考えますと、そういう関係団体も含めたそういう協議というのは必要になってくると思いますので、今後そういう部分で検討していきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういうことでよろしくをお願いします。

次に、3点目に移りたいと思います。当然災害時には負傷者、これはもう現場で優先的に救助したり、応急手当をしたりするのが、あるいは搬送したりするのは、実を言うところ一番先にやるのは町長ご存じとおり消防機関でございます。今身近に一番いるのは消防機

関でございます。そのほかに消防機関ができない中で次にやれるとすれば、役場職員だと実は私は思います。なかなか一般町民では難しいのではないかと思いますので、町民の方々のお力もかりるけれども、やはり主体となるのは100名以上いる役場職員ではないかなというふうに私は思います。そういう意味から日ごろの応急手当ての知識、技術は知っておくべきだなというふうに思いますが、その辺はどう捉えているか町長にお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 失礼しました。語尾のほうがよく聞こえなかったものですから。

（何事か呼ぶ者あり）

○町長（駒井久晃君） いえいえ、加齢性難聴ではないです。こちらの耳がちょっと悪いものですから。失礼しました。

職員が医療体制の補助に回れないかと、消防だけでは大変だということでございますが、私もその部分では必要性は感じますが、現実のところはよく申し上げておりましたが、職員自体も被災者となる、そういったことは十二分に考えられまして、半分集まれるのか、8割集まれるのかということと、それから日常的に消防職員のように救護、担架を運ぶ程度のことであればできますけれども、傷の手当て等になりますと医療行為にもなっていくますし、そのことを職員が覚えるというようなことも大変難しいと思いますので、当町では道立羽幌病院あるいは加藤病院等もございますので、そういったところの連携の補助に回るということのほうは現実的だろうというふうに考えておりますので、アドバイスとしては貴重なご意見としていただきますけれども、現実的には難しいのかなど。それから、消防職員につきましてもいろいろ署のほうから、本部のほうからも救急救命士でなくて元気のいい者も、若い者も入れたいというようなお話もいただいておりますが、現実的に数字等で出ております救急の搬送が当町は今現在では3台の救急車を持っている関係もありますし、初山別あるいは苫前町の一部といったところも担っているという関係から救急救命士の数をふやしているということもございますので、そういった部分についてはやはり消防職員に担っていただくのが一番無難といったら申しわけないかもしれませんが、そういう形で後方の支援活動、応援体制に回るといったことが重要ではないかなというふうに感じておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 町長先頭にそういう応急手当ての普及啓発にぜひ努力していただきたいと思います。その上でお聞きします。役場職員で消防署あるいは日赤十字社が行う普通救急救命講習、これを受けている、4時間コースなのですけれども、3時間、4時間、普通、上級と3つ受講できるものなのですが、私が調べたところではスキー場職員と臨時職員、これはスキー場です、の方以外は一切受講されていないということでございますが、そのことは事実なのかどうか、それは把握しているのかどうか伺います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今議員が質問されたことは、AEDの操作についてですか、では

なくて応急手当を含めたそういったものをできるような職員がいるかということですか。
○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 細かい部分につきましては、担当の総務課長から答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

先ほど議員さんおっしゃられた普通救命講習ですか、それに該当するかどうかわかりませんが、平成21年度のときに職員を対象にしたAEDの講習であるとか、そういう部分で21年度に1回実施しているということは確認しております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今21年度にAEDの講習はされたということでございます。私の調べでは公共施設、消防施設を除いて町の施設ですけれども、11カ所AEDは設置されているはずなのです。この講習はどのような内容かはちょっとわかりませんが、これAEDを使用する場合に4時間の講習が必要なのです。そういう調べはちゃんとされてやられたということでもまず1点目。

それから、このAEDを使用するに当たって公共施設、役場職員あるいは学校の教職員は4時間以上の講習を受けないとAEDを使ったら医師法違反になるのですけれども、それはご存じですよ。お聞きします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

まず、1点目のそのAEDの講習を受けるのに4時間の講習が必要という部分だったのですけれども、これにつきましては4時間その当時やったのかちょっと記憶はございませんが、消防署の職員によるそういうAEDの講習だとか救命講習を実施したという部分でございます。

あと、2点目のAEDを使うにはそういう特殊な許可というのか、そういうものが必要だということなのですけれども、緊急時においては誰でも使えるという認識でおりましたので、そういう部分ではありませんでした。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） これ大事なことですけれども、札幌、都会なんかは全てほとんどの大きなところは、置いている施設については4時間講習、これを受講させていると

ということなので、ぜひ羽幌町も4時間講習、これを順次受けさせて、公民館もありますし、いろんな学校関係、それから学校は結構やっているのですけれども、ほとんど役場、支所も置いていますし、いろいろなところに置いていますので、ぜひ4時間講習を年次でやっていただけるようにやったほうが私は後々いいのではないかなと思うのです。

それから、先ほど誰でも使えるのは事実なのです、実を言うと。もう緊急時においては条件がありますけれども、誰でも使えるのは事実ではありますが、あくまでも職員であるという責務を持っている方々については医師法違反になるよということでもありますので、その辺はちょっと誤解しないでいただきたいと思います。ですから、役場職員は責務のある立場にいますので、ぜひ4時間講習を受けるような計画を立ててほしいと思いますが、どうですか。そういう計画を今後立てる予定はありますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

今そういう医師法違反になるというのは初めてちょっと聞きましたので、消防署だとか、その辺にちょっと確認をいたしまして、もしそれがどうしても必要だというものがあるのであれば、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひその部分も勉強していただければというふうに思います。時間も来まして、最後に羽幌町は幸いこれまで大きな災害がなかったわけですが、全国各地では予想もされない災害が数多く発生しております。防災計画や防災のしおり、あるいはハザードマップも実は整備されております。ただ、これが絵に描いた餅にならないように常日ごろから危機管理意識を持ちまして、町民と一体となった防災行政の推進を図っていくことが災害時において被害を最小限に食いとめる最善の方策だと思いますが、そのために町として今何を一番するのが大事だと思うのか、町長に最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町民の命と生活を守るために町と議会と一緒に取り組むというふうなことが一番大事かと思っております。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時04分）